

北海道東北地方知事会の 提言等について

平成30年10月

北海道東北地方知事会

北海道東北地方知事会構成員

北海道知事 高 橋 はるみ

青森県知事 三 村 申 吾

岩手県知事 達 増 拓 也

宮城県知事 村 井 嘉 浩

秋田県知事 佐 竹 敬 久

山形県知事 吉 村 美栄子

福島県知事 内 堀 雅 雄

新潟県知事 花 角 英 世

目 次

【定期提言】

地方創生の積極的な推進について	1
農林水産業の持続的発展と地域共生社会の実現に向けた施策の充実・強化について	9
新幹線の整備促進について	13
地域公共交通に係る支援の充実について	14
社会資本の整備等に必要な公共事業予算の確保について	16
中小企業の事業承継支援について	18
学校等におけるブロック塀等の安全確保について	19
水害の頻発・激甚化に備えた治水・治山対策の強化について	20
総合的な少子化対策及び女性の活躍推進について	22
地域医療対策の充実について	26
地域包括ケアシステムの構築に係る在宅医療提供体制の確保について	29
介護人材の確保について	30
持続可能な社会保障制度の構築に向けた予防・健康づくりの推進について	33
北方領土の早期解決について	35
拉致問題の早期解決について	36
アイヌの人たちに対する総合的な施策の推進について	38

【宣言・決議】

平成 30 年北海道胆振東部地震からの復興に向けた宣言	39
地方創生を支え、災害に強い広域交通ネットワークの整備加速に関する特別決議	41
ILC(国際リニアコライダー)の実現について	44
東日本大震災からの復興に向けた決議	46

【東日本大震災からの復興、災害に強い国づくりに向けた提言】

前文	48
1. 地域の実態に即した復興関連制度の確立	49
2. 被災者の生活再建に向けた支援	53
3. 甚大な被害を受けた農林水産業・商工業・観光関連産業等の再建・経営支援及び雇用の確保	56
4. 地域の安全・安心と生活を支える公共インフラの早期復旧・復興	61
5. 原子力災害の速やかな収束と安全・安心の確保	64

6. 原子力災害による避難者への支援と風評・風化対策、損害賠償、 地域の再生	68
7. 大震災を踏まえた防災体制の強化	73
8. 広域的にバランスの取れた高速交通ネットワークの形成と公共 インフラの整備	79
9. 世界に開かれた復興プロジェクトの実現	81
10. 再生可能エネルギーの導入促進	83

定期提言

地方創生の積極的な推進について

日本全体の人口減少が急速に進行する中、北海道・東北地方においては、以前から東京圏への人口流出が大きかったことに加え、東日本大震災の発生により全国平均を上回る勢いで人口減少が進行しており、平成 27 年国勢調査では、北海道・東北地方の道県の多くで人口減少率が高い結果となるなど、一層深刻な問題となっています。

また、我が国の景気は、雇用・所得環境の改善が続く中、緩やかに回復しているものの、地域経済は一部に回復の動きに弱さが見られる状況にあり、地方における人口減少と地域経済の縮小の悪循環から早期に脱却し、地域経済に好循環をもたらすことが急務となっています。

これまでも、各道県において、東日本大震災からの復興を迅速に進めることによる人口流出対策や、様々な少子化対策、若者の定住促進など、地方創生の取組を進めてきましたが、平成 27 年国勢調査では、東京圏の人口が、全国の 1/4 以上を占め、5 年間で 51 万人増加するなど、東京一極集中の傾向は依然として続いております。

一方、平成 29 年の全国の合計特殊出生率は 1.43 と、少子化の傾向に歯止めがかかっておらず、この上、地方から東京などの大都市への人口流出が続いた場合、地方のみならず、我が国全体の社会経済システムに大きな影響を及ぼすことが避けられないことから、地方は、国と両輪となって、実効性の高い、創意工夫を凝らした地方創生の取組を更に戦略的に展開していく必要があります。

我々北海道・東北地方の道県は、このような認識を共有し、地域の強みを生かした産業振興による仕事の創出や子育てしやすい環境の整備、若者や女性が活躍できる社会の形成に取り組むとともに、東京圏から当地方への人の流れを生み出していくために、それぞれの地域の実情に応じた取組を進めてまいります。

国においては、「ニッポン一億総活躍プラン」の実現に向け取り組んでいますが、改めて『地方創生なくして一億総活躍社会の実現なし』との断固たる決意と覚悟をもって、地方創生の深化に向け、地方が行う魅力ある先行事例を支援するとともに、東京一極集中の是正や少子化対策の抜本強化などの取組を、政府の強力なリーダーシップにより推進されるよう、次のとおり提言します。

1. 地方の主体的な取組を支える財源の確保

人口減少は、その要因や課題が地域ごとに大きく異なることから、地

域の実情に応じ、地方の責任と創意による対策を継続して講ずることが重要である。このためには、地方の自主性や主体性も最大限発揮できるための財源が必要であり、地方の一般財源総額の確保を含め、次に掲げる財政措置について、確実に講ずること。

- (1) 「まち・ひと・しごと創生事業費」の拡充及び一般財源総額の確保
平成 30 年度地方財政計画に計上された「まち・ひと・しごと創生事業費」（1 兆円）を拡充し、地方交付税の財源調整機能と財源保障機能が適切に発揮されるよう、より地方の施策の必要度に応じた算定方法とするとともに、地方の安定的な行財政運営に必要な一般財源総額を十分に確保すること。

- (2) 地方創生推進交付金の規模と自由度の拡大

地方版総合戦略に基づき各自治体が行う、少子化対策や東京一極集中の是正に向けた取組は、継続的に実施していく必要があることから、5 年間の総合戦略期間において、地方の戦略的・機動的な事業執行が可能となるよう、地方創生推進交付金について、戦略期間に見合った額の財源を確保すること。

また、地方創生推進交付金に係る地方負担については、自治体が着実に執行することができるよう、「まち・ひと・しごと創生事業費」（1 兆円）とは別に、地方財政措置を継続的に講ずること。

なお、地方創生推進交付金の運用について一定の弾力化が図られたところであるが、引き続き、地域ごとに実情や抱える課題等が異なることから、交付金の趣旨に沿った事業については、申請事業数、申請要件、対象分野、職員旅費をはじめとした対象経費及び交付金額の上限設定等の制約等の排除並びに申請時期、事業繰越の取扱い、自治体に対する適時適切な情報提供及び自治体の事業スケジュールへの配慮など真に使い勝手の良い制度とし、その規模を拡大するとともに、配分に当たっては、財政力の弱い自治体において、より人口減少が進んでいることに鑑み、自治体の財政力を考慮すること。

加えて、施設整備事業の需要に適切に配慮し、地方創生拠点整備交付金の継続や運用の弾力化、地方創生推進交付金のハード要件の更なる緩和を図ること。

さらに、住民が他の都道府県や市町村に避難を余儀なくされているなど、東日本大震災の被災地が置かれている状況を踏まえ、復興事業への柔軟な活用も可能とするなど、被災地域への十分な配慮を検討すること。

(3) 地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）の自由度の拡大

企業版ふるさと納税制度を活用して、地方創生を進めるため、大学生等の地元定着促進を目的とした奨学金返済支援事業について、既に積み立てた基金を財源として実施する場合も、企業版ふるさと納税を活用する事業として認めること。

また、寄附の受領時期に関して、企業の希望に沿った受入れができるように、確定した事業費の範囲内ではなく、事業費予算の一定の範囲内での受領を可能にするほか、地域再生計画の申請時点で寄附の見込みが立っていない場合も、申請を可能にすること。

(4) 消費税率引上げへの対応

2019 年 10 月 1 日に予定されている消費税・地方消費税率の 8 % から 10 % への引上げに当たっては、東日本大震災及び平成 30 年北海道胆振東部地震等からの復興や地域経済の活性化に十分配慮した経済対策を講じるとともに、地方創生の推進や地方の財政運営に支障が生じないように十分留意すること。

2. 東京一極集中の是正と持続可能な地域社会の構築

政府は、地方から東京圏への転入者を 6 万人減少させ、東京圏から地方への転出者を 4 万人増加させるとしているが、平成 29 年の東京圏の転入超過は 12 万人と、依然として目標からほど遠い結果となっていることから、政府においては、不退転の決意で、これまでにない大胆な政策を実行すること。

なお、国立社会保障・人口問題研究所の調査によると、北海道・東北地方出身者の東京在住の割合は、他地域と比べて極めて高い状況であるため、当地方における取組によって東京一極集中の是正を図ることは、日本全体のリーディングケースとなるものであり、政府においては、次に掲げる取組について、当地方における集中的な取組に全力を挙げることに。

(1) 基幹産業の強化など地方重視の経済政策の展開

各地方の人口の社会増減は、地方経済の状況と関係が見られ、国のマクロ経済政策の影響を強く受けるものである。

人口流出の防止には、我々地方が若者の雇用の確保等に全力で取り組む一方、国が地方重視の適切な経済財政政策を行うことも必要不可欠であることから、北海道・東北地方の基幹産業である農林水産業や観光関連産業の振興対策の強化、中小企業・小規模事業者に対する支援、大型の企業立地補助金の創設など、人口流出が著しい地方を対象

に集中的な投資を行うこと。

また、各地域においては、人手不足が重要な課題となっていることから、全ての人が働きやすい環境の整備や様々な就業分野における担い手、専門人材の育成・確保などのほか、地域活性化雇用創造プロジェクトなど地域の産業政策と雇用政策が一体となった取組への支援の拡大といった、人手不足の対応につながる取組を行うこと。

(2) 地方への移住・定住の促進

地方への移住・定住の促進に向けた大規模キャンペーンの実施や、東京圏から地方へ移住する際の費用に対する所得税における税額控除をはじめとした税制優遇措置の創設など、地方移住への希望をかなえる施策に取り組むとともに、東京圏から地方への移住を希望する場合などにおいて、介護保険制度に係る特別な財政調整制度の創設をはじめとした都市部の高齢者に対応できる制度の充実を図ること。

(3) 「わくわく地方生活実現政策パッケージ」の推進

「まち・ひと・しごと創生基本方針 2018」で示された「わくわく地方生活実現政策パッケージ」の推進に向け、地方創生推進交付金や雇用関係助成金を活用した必要な支援について検討されているところであるが、東京一極集中に歯止めがかかっていない現状や、様々な業種で人手不足が深刻化し、地域経済活性化の阻害要因になっている状況にあることに鑑み、「わくわく地方生活実現政策パッケージ」に掲げられた施策等に国として積極的に取り組むこと。

また、UIJ ターンによる起業・就業者創出については、市町村との役割分担など、具体的内容を早急に示すとともに、全国展開を推し進める仕組みづくりや当該事業に係る支援措置について推進交付金の上乗せ交付を行うなど、地方における財政・事務負担の低減を図ること。

(4) 積雪寒冷地における自動走行の実用化

政府は、自動走行の取組工程表である「官民 ITS 構想・ロードマップ」において、2020 年の東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会までの一部実用化などを掲げているが、冬期積雪時の実用化については特段の目標を掲げていない。

一方、国土の 6 割、我が国の総人口の約 1/4 は積雪寒冷地に居住しているのが実態であり、北海道・東北地方では、少子高齢化が急速に進展し、高齢者の移動手段の確保や人手(ドライバー)不足などによる問題は深刻化している。

自動走行は、こうした地域課題への対処に有効な手段になると考えられることから、国が行う自動走行関連施策においては、積雪時での

活用を含めた通年実用化に向け、その取組工程を「官民 ITS 構想・ロードマップ」に明記し、課題の明確化に取り組むとともに、それを踏まえた国が行う実証実験を北海道・東北地方において推進すること。

(5) 地方への産業再配置の促進

大都市への企業の集中による雇用環境や所得面の格差は、地方からの人口流出の一因であり、合計特殊出生率の低い大都市に人口が集中することにより、日本全体の人口減に拍車をかけている。

子どもを産み育てやすい環境にある地方に若者がとどまり、働くことができる雇用の場を創出するため、政府自ら産業の再配置政策を実施すること。また「地方拠点強化税制」については、制度の継続と拡充が図られたところであるが、企業の本社機能移転が一層具体化するよう、引き続き、支援対象となる施設の追加、常時雇用する従業員数の増加要件の緩和、質の高い雇用の促進等に資する優遇措置の更なる拡充等を検討するとともに、地方税の減収に対して十分な補填措置を講じること。

(6) 国家戦略としての政府関係機関の地方移転

東京圏から地方への人の流れを官自らが生み出すため、国においては、政府関係機関移転基本方針に掲げた政府機関の地方移転について、国自ら責任を持って取り組み、早急かつ円滑にその実現を図るとともに、東京一極集中の抜本的な是正や地方創生の観点から、これを一過性のものとすることなく、今後も国家戦略として取組を着実に推進すること。

特に研究機関等の地方移転について、一部移転とされたものには研究連携にとどまっているものが多く、実質的な移転につながらない可能性があることから、実質的に機関の機能移転となるように取り組むこと。

なお、移転に伴う用地の確保、施設の建設、職員住居の確保など移転に要する経費のみならず、研究連携等に要する経費についても、国において応分の負担をすることを原則とし、引き続き移転先自治体の負担軽減を図るとともに、地方移転後の国の機関としての機能確保などの課題については、国自ら検討を行い、課題解決に向けて取り組むこと。

(7) 地方大学の振興及び東京圏における大学の定員増の抑制等

地域の将来を支える人材や産業の育成に多大な貢献をしている地方大学の役割は、これまでも増して重要であり、東京 23 区内の大学の定員の抑制が図られているものの、依然として続く東京一極集中を是

正するためにも、地方大学の振興及び東京圏における大学の定員の抑制について、積極的に推進すること。

また、地方国立大学の運営費交付金や私立大学補助、公立大学における地方交付税措置などの財政支援の充実を図り、地方大学の運営基盤の強化や活性化に配慮すること。

加えて、「地方大学・地域産業創生交付金」について、産業の振興や専門人材の育成の取組が全国的に展開できるよう、地方の実情にも配慮した柔軟な制度とするとともに、補助率の改善を図ること。

さらに、地方大学の新増設及び学部・学科の再編などを行う場合の、設置基準の弾力的な運用等の特例的な措置を講ずること。

(8) 条件不利地域の支援

過疎・山村・離島等の条件不利地域は、今後も人口減少が続いた場合、地域コミュニティの維持が困難となることから、持続可能な地域づくりに対する継続的な支援策を講ずること。

また、平成 29 年 4 月に施行された「有人国境離島地域の保全及び特定有人国境地域に係る地域社会の維持に関する特別措置法」に定める有人国境離島地域については、我が国の領海、排他的経済水域等の保全など重要な役割を担っていることから、課題に直面する地方の意見をよく聴き、特定有人国境離島地域の追加指定等の見直しを行うこと。

なお、指定までの間、離島航路・航空路の運賃等の引下げ、生活及び事業活動に必要な物資の費用負担の軽減、雇用機会の拡充や港湾、漁港、道路及び空港の整備等、地域社会の維持に必要な支援措置の拡充を図ること。

(9) 地方創生の基盤となる地域公共交通の維持・確保及び利便性の向上

住民生活や地域振興に不可欠であり、地方創生の基盤となるバスや鉄道等の地域公共交通の維持・確保に必要な予算を継続的に確保するとともに、地方公共団体や交通事業者の意見を十分に踏まえ、地域の実情に応じた適切な支援措置を講ずること。

また、全国あらゆる地域で IC カード対応システムやバスロケーションシステムを導入することは、地域住民の利便性の向上はもとより、地域公共交通の潜在需要の掘り起こし、さらには訪日外国人観光客のインバウンド対策にも大きく貢献することから、補助制度の拡充・強化など、国が主導的に導入を促進すること。

加えて、高齢者や障がい者が利用しやすい鉄道駅の整備やノンステップバスの導入等、バリアフリー化を図るための補助制度を拡充・強化すること。

3. 基幹的公共インフラの地域間格差是正と強靱な国土づくり

人や企業の地方分散には基幹的公共インフラの早期整備が不可欠である。また、先般の大雨や台風の被害など気象災害の頻発化や激甚化等の備えとして、地方創生を支える道路・河川・砂防・下水道・港湾など社会資本の防災・減災対策や広域交通ネットワークのリダンダンシー確保が重要であることから、次に掲げる強靱な国土づくりに向けた取組を迅速に進めること。

(1) 地方分散等を進める上で不可欠な地方の高速交通網の整備促進

人材や企業の地方分散などによる地域産業の振興等「地方創生」の実現に向け、必要な予算を確保し、高規格幹線道路のミッシングリンクの解消や暫定2車線区間の4車線化、高規格幹線道路を補完する地域高規格道路の整備、新幹線の整備計画路線の整備促進や基本計画路線の早期実現に向けた整備計画路線への格上げ、新幹線と在来幹線鉄道との直通運転化、航空ネットワークの充実など、地方創生の基盤となる高速交通ネットワークの早期整備を促進すること。

(2) 地域産業を支える港湾の機能強化

地域産業の競争力強化のため、太平洋側と日本海側など主要な港湾において大型船舶が入港可能な岸壁や航路、防波堤等の整備を推進し、国内外との物流拠点となる港湾の機能強化を図ること。

4. 政府と地方が一体となった総合的な少子化対策の推進

我が国の少子化に歯止めをかけるためには、地方と政府が一体となって、国民が安心して結婚や子育てができる社会の実現に向けた総合的な取組を強力に進めていくことが必要である。

このため、若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえとした「まち・ひと・しごと創生総合戦略」に基づき、政府の十分なリーダーシップの下、全国一律の子どもの医療給付制度を創設するとともに、教育・保育の無償化等の実施に当たっては、地方に新たな負担が生じないようにするとともに、地方と十分に協議し、その意見を制度設計に反映すること。併せて、教育費の負担軽減はもとより、学生の地元定着を促進するためにも、給付型奨学金の給付人員及び給付額の拡充を行うとともに、地方就職を促す奨学金制度に取り組む自治体に対する財政措置の拡充や、人材の地元定着のために行う必要な技術や資格の取得を支援する取組等に対する財政措置を講ずること。

また、所得税の世帯単位課税や年金の割増給付等多子世帯に有利な税制・年金制度等の検討など、従来の枠を超えた制度の創設・拡充に取り組むこと。

さらに、子ども医療費助成に係る国民健康保険の国庫負担減額調整措置については、未就学児に限らず全て廃止すること。

5. 女性の活躍による地域や経済の活性化

女性の能力を生かして、地域や経済の活性化を図るため、女性一人一人が望む形で各ライフステージに応じ、働き続けられる環境を整備するとともに、社会全体の抜本的な意識改革を行い、ワーク・ライフ・バランスなどの取組を進めること。

また、女性が就業しやすい環境整備に先駆的に取り組む企業への支援の拡充や、ワンストップ就労支援窓口による再就業支援、当地域の基幹産業である農林水産業やものづくり産業への女性の参画促進など、地方自治体が行う独自の取組を支援する柔軟で十分な財源を確保し、女性活躍に向けた実効性ある取組を推進すること。

6. 地方の声を反映させる仕組みの構築

東京一極集中を是正し、地方の活性化を図るには、地域の様々な課題に日々直面している地方自治体の意見が十分に反映される必要があることから、そのための検討を行うこと。

農林水産業の持続的発展と地域共生社会の実現に向けた 施策の充実・強化について

北海道・東北地方の農林水産業は、地域の経済・社会を支える基幹産業であるとともに、国民に対する食料の安定供給や、国土及び環境の保全などの面で重要な役割を果たしています。

一方で、近年は、集中豪雨や大規模地震等の自然災害が多発していることから、国民の生命・財産を守るとともに、将来にわたって農林水産業の生産力を維持するため、防災・減災の取組を強化することが一層重要となっています。

また、林業では、森林経営管理制度や森林環境譲与税（仮称）などの新たに創設される施策が円滑に導入され、林業の成長産業化と森林の公益的機能の確保を図っていくことが重要となっているほか、水産業では、新たな資源管理による経営の不安の高まりに対応したサポート等が喫緊の課題となっています。

さらに、農山漁村においては、急激な人口減少や高齢化の進行により、集落の維持が困難となる恐れがあることから、労働力不足への対応とともに、地域コミュニティ機能の維持などの地域政策の強化が求められています。

こうしたことから、農林水産業の持続的発展と誰もが安心して暮らせる農山漁村づくりに向け、次のことについて提言します。

1. 国土強靱化につながる生産基盤の防災・減災、長寿命化対策の強化 について

- (1) 近年多発する集中豪雨、大規模地震等の自然災害の激甚化や、農業水利施設の老朽化への対策を講ずる必要があるため、農村地域の洪水被害防止対策やため池の耐震化などの防災・減災対策、農業水利施設の長寿命化対策などを早急に実施するための予算を十分に確保すること。

(2) 多発する山地災害による被害から人家・農地等の生命・財産を守るため、危険地区の重点整備など、山地防災力の強化に必要な予算を確保すること。

また、災害関連緊急治山事業について、多様な災害に迅速に対応できるよう事業期間の延伸や被害を受けることが想定される人家戸数などの採択要件を緩和すること。

(3) 漁港施設においては、地震・津波や台風等の自然災害に対する安全確保のため、岸壁等の耐震・耐津波強化や防波堤の嵩上げなどの防災・減災対策と、老朽化が進む施設の長寿命化対策を計画的に進めるための予算を確保すること。

2. 森林経営管理制度の円滑な導入と森林環境譲与税（仮称）の効果的な活用について

(1) 森林経営管理制度が円滑に機能するよう、早期に内容を示し、道県や市町村に対し適切な助言等を行うほか、新たに必要となる林野行政職員の人件費を支援すること。

(2) 平成31年度より導入される予定の森林環境譲与税（仮称）は、森林経営管理制度が導入されることを踏まえ、森林整備などをより一層推進するための新たな財源として創設されるものであることから、林業関係事業以外の事業や既存の林業施策予算へ充当しないこと。また、現在、東北5県を含む全国37府県が独自に課税している森林環境税等との関係、課題などを整理した、税財源の活用の考え方及び使途を早急に示すこと。

(3) 引き続き、再造林等に必要な森林整備事業予算を十分に確保するとともに、森林・林業分野の地方財政措置については、現在の水準を堅持すること。

3. 水産政策の改革への対応とクロマグロ沿岸漁業者の経営維持及び経営安定対策の強化について

(1) 水産政策の改革として進められる新たな資源管理システムの構築や、漁業許可、海面利用及び漁協に関する制度の見直しに必要な法整備と、その実施に当たっては、都道府県の実情を反映するとともに、漁家・漁協の経営を圧迫しないよう配慮して進めること。また、漁業者や関係団体が抱く懸念を払拭するため、丁寧な説明を行い、十分な理解を得ること。

さらに、科学的・効果的な資源評価には、海域ごとのきめ細やかなデータが必要と考えられることから、国立研究開発法人水産研究・教育機構及び各都道府県が行う調査に必要な予算を十分に確保すること。

(2) 太平洋クロマグロの我が国の漁獲枠については、引き続き、国際会議等において増枠に向けた提案を行い、漁獲枠の拡大を目指すこと。

(3) 国内における漁獲枠配分については、クロマグロで生計を立てている沿岸漁業者の依存度や漁法の特性上、避けることが困難な混獲があること等に十分留意の上、沖合漁業と沿岸漁業の配分数量を見直し、沿岸漁業者が経営を維持できるようにすること。

(4) クロマグロ資源管理の推進により漁業者の経営に影響が及ぶことも考えられるため、収入が減少する漁業者を支援する漁業収入安定対策の充実・強化を図り、法制化を急ぐこと。

4. 地域共生社会の実現に向けた農山漁村の地域政策の充実・強化について

(1) 農山漁村では、人口減少や高齢化の進行により、集落の維持が困難となる恐れがあることから、生活交通の確保、地域コミュニティ活動の活性化、新規就業者の確保、空き家や遊休施設の有効活用等の取組を支援する施策を充実・強化すること。

(2) 農山漁村地域の課題解決のため、農林漁業者を含む地域住民が主体となった多様な運営組織が中長期的に活動を行えるよう支援すること。

5. 経済連携協定関連予算の確保及び国際貿易交渉への適切な対応について

日 EU・EPA や TPP11 など国際貿易交渉の合意に伴う、農林水産業等への影響を継続的に検証し、地域の関係者等に対して引き続き丁寧に情報提供を行うとともに、農林漁業者が希望を持って経営に取り組めるよう、「総合的な TPP 等関連政策大綱」に基づき、体質強化や経営安定、輸出の拡大に向けて十分な予算を確保するなど、万全な対策を講ずること。

また、日米両国間において交渉を開始することで合意した日米物品貿易協定 (TAG) をはじめ、その他のいかなる国際貿易交渉にあっても、北海道・東北地方の農林水産業が再生産可能となり、持続的に発展していくことができるよう、重要品目をはじめ、農林水産物等に対する必要な国境措置を確保すること。

6. 家畜伝染病に対する防疫強化について

(1) 国内で 26 年ぶりに発生した豚コレラの今後の発生を防止するため、発生農場の疫学調査や野生動物の感染調査などにより、早急に感染経路等を解明するとともに、詳細な情報提供を行うこと。

(2) 口蹄疫やアフリカ豚コレラ等の家畜伝染病が国境を越えて侵入する危険性が高まっているため、空港や港等での水際防疫に万全を期すること。

新幹線の整備促進について

新幹線は、我が国の高速輸送体系を形成し、日本経済の発展と国土・地域づくりの軸となる極めて重要な国家的プロジェクトであり、北海道・東北地方が、その個性を生かし、魅力と活力あふれる地域社会を創り上げ、21世紀の我が国の発展に大きく貢献していくために、欠かすことのできない社会資本です。

また、新幹線の高い耐震性や震災時における交通機能の重要性を踏まえ、災害に強い国づくりの観点から多重系の輸送体系による代替補完機能確立するとともに、日本経済の再生と国全体の活性化を図るためにも、新幹線の一層の整備推進が必要であることから、次の事項について提言します。

1. 整備計画路線（北海道新幹線）の整備促進

北海道新幹線は、災害に強い国土の形成や、北海道と歴史的・文化的につながりの深い東北地方との相互連携・交流の発展に必要不可欠であり、その整備促進が急務であることから、全線の早期完成を図るため、次の事項について配慮することを強く求めるものです。

- (1) 新青森・新函館北斗間の安全運行の確保と札幌までの早期完成を図ること。
- (2) 「東京・新函館北斗間」については、一日も早い3時間台の運行実現を図ること。青函共用走行区間においては、時速260kmへの速度向上及び時間帯区分案の拡大並びに札幌開業を見据えた高速走行のスケジュール及び目標を早急に示すとともに、抜本的方策による全ダイヤ高速走行の実現を早期に図ること。その際、山形新幹線、秋田新幹線の速達性を損なうことのないよう十分留意すること。
- (3) 貸付料など幅広い観点からの更なる建設財源の確保や財源措置の拡充による地方財源の軽減を図ること。

2. 基本計画路線の早期実現に向けた整備計画路線への格上げ

羽越新幹線及び奥羽新幹線などの路線については、40年以上の間、いまだに基本計画の段階にとどまっていることから、早期に必要な調査を実施して整備計画を決定し、整備の促進を図ること。

地域公共交通に係る支援の充実について

鉄道やバス等の地域公共交通は住民生活にとって不可欠なものであり、近年、高齢者等の移動手段確保への支援が一層必要となるなど、その重要性が増しています。

地域鉄道は地域の基幹交通として重要な役割を果たし、経費削減や増収策等の懸命な経営努力を行っているにもかかわらず、少子化・過疎化に伴う旅客収入の減少や、安全運行を確保するための施設保守・修繕維持費及び車両の安全点検や部品交換などの経費が嵩み赤字経営を余儀なくされ、極めて厳しい状況にあります。そのため、自治体においても鉄道の安定運行のため、地域鉄道が計画的に行う施設改修や車両検査等の経費への支援や、利用拡大に向けた対策を実施していますが、将来にわたる経営基盤強化を図り、地域の移動手段の確保に寄与していくためには、自治体の取組だけでは限界があることから、国が主体となった地域鉄道の維持施策の更なる充実が求められます。このような状況において、地域鉄道の要望に対する国の支援は十分に措置されておらず、平成30年度予算では、鉄道事業再構築事業者が実施する場合を除き、「車両検査」や「車両修繕」への予算配分をしない方針が示され、鉄道事業の根幹である安全かつ確実な輸送の維持に多大な影響を与えることが強く危惧されるところです。

また、バスについても、市町村が住民の移動手段確保のため、市町村運営有償運送による住民バスを運行していますが、利用者数は伸び悩み、運行経費に係る財政負担が大きくなっている状況です。市町村が保有するバス車両についても、老朽化が進み、車両更新や修繕の必要が生じているため、それらの経費負担が市町村の財政を更に圧迫しています。国の地域公共交通確保維持改善事業費補助は、過疎地域等交通不便地域に限定されており、それ以外の多くの市町村が活用できる補助制度がないことから、財政支援の拡充が求められます。

このような状況を踏まえ、次のとおり提言します。

1. 地域鉄道に対する支援の拡充について

鉄道軌道安全輸送設備等整備事業をはじめとする安全な鉄道輸送を確保するために必要な事業について、十分かつ確実な予算の確保、補助率の引上げや補助対象の拡大など、支援制度の更なる充実を図ること。

2. 生活交通バス路線維持に係る支援の拡充について

- (1) 生活交通バス路線の維持確保、拡充等を図るため、必要な予算の確保や財政支援の拡充など適切な支援を講ずること。
- (2) 特に、生活交通バス路線の維持及び安全な輸送の確保のため、市町村運営有償運送に当たり市町村が保有する車両購入、リース及び修繕等に係る補助制度の創設等の財政支援を拡充すること。

社会資本の整備等に必要な公共事業予算の確保について

各道県においては、地方創生の実現に向けて、地方版総合戦略に基づく様々な施策を展開しているところですが、これら施策の基盤となる社会資本の計画的な整備を推進するとともに、頻発する地震や台風、集中豪雨などによる被害等を踏まえた防災・減災対策の更なる推進が急務となっています。

また、老朽化が進行しているインフラや公共施設の更新・統廃合・長寿命化を総合的かつ計画的に行うため、各道県において「公共施設等総合管理計画」を策定し、計画の実施段階に入っていますが、今後、公共施設等については、財政負担を軽減・平準化するとともに、施設の最適な配置を実現し、将来を担う世代に大きな負担を残すことなく良好な状態で引き継いでいく必要があります。

このため、次の措置を安定的かつ持続的に講ずるよう提言します。

1. 地方創生の実現に不可欠な基盤整備や災害に強い国土づくり、インフラ機能確保のための点検・診断、維持管理・更新等を計画的に推進するとともに、災害対応や除排雪作業など、将来にわたり地域を支える建設産業の担い手確保・育成のため、当初予算において、必要な社会資本整備、防災・減災対策や道路、河川、砂防、港湾等の老朽化対策に係る予算（社会資本整備総合交付金等）の大幅な増額を図ること。

特に、平成 30 年 7 月豪雨や昨年の九州北部豪雨等による甚大な被害が全国各地で頻発していることから、抜本的な治水・治山対策や土砂災害対策の加速・強化に加え、堆積土砂の除去や局所対策など中小河川への支援を拡充すること。

また、下水道については、公衆衛生の確保や公共用水域の水質保全など、公共性の高い役割を担っているほか、老朽化の進行は、汚水流出や道路陥没等の原因となり、関連する公共インフラ等に多大な影響を与えるため、改築更新に対する財政支援を重点的かつ継続的に行うこと。

併せて、河川改修に伴い必要となる鉄道橋梁等の架替や主要な観光地へのアクセス道路の整備等について、国庫補助制度対象事業の拡大を図ること。

2. 公共施設等の最適な配置を計画的に推進するため、補助事業完了後、経過年数が 10 年未満である施設等についても、「公共施設等総合管理計

画」に基づき補助対象財産を処分する場合は、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」第 22 条の規定による国庫納付を求めず承認するなど、一層の弾力化を図ること。

また、「公共施設等総合管理計画策定にあたっての指針」において、同計画は少なくとも 10 年以上の期間とすることとされていることから、地方債措置の期間延長と所要額の確保を図るとともに、公共用建物に限定されている地方債の対象施設を公用建物にも拡大すること。

中小企業の事業承継支援について

北海道・東北地方においては中小企業・小規模事業者（以下、「中小企業」という。）が企業の大多数を占め、経営者の高齢化とともに今後、中小企業の休廃業・解散件数は増加していくことが予想されます。

このまま事業承継が円滑に進まなければ、地域の経済を支える中小企業や、地域の伝統工芸、地場産業、国内外のサプライチェーンの一端を担う企業の雇用や技術などの喪失により、地域の経済や産業が衰退していくことが懸念されます。

事業承継には、後継者の確保、資産や経営ノウハウの継承など、解決すべき課題が多く、その準備には5年から10年かかるとも言われており、早期の事業承継に向けた対策の強化は喫緊の課題であります。

国の試算では、今後10年間で70歳を超える中小企業の経営者は約245万人、うち約半数の127万人が後継者未定となっており、現状を放置すると、廃業の急増によって10年間の累計で約650万人の雇用、約22兆円のGDPが失われる可能性があるとしています。特に、人口減少と高齢化が進む地方において事業承継問題は深刻であるとされています。

こうしたことから、先般の全国知事会における緊急宣言なども踏まえ、国においては、次の事項について適切な措置を講ずるよう要望します。

1. 事業承継税制の更なる拡充・要件緩和等

中小企業の経営形態は多様であり、個人事業としての経営や、持ち株会社等を含めた経営体制など、様々なケースが見受けられることから、実態に即した事業承継税制の適用が図られるよう、制度の拡充や要件の緩和等を図ること。

2. 支援策の強化・拡充

事業承継に伴う中小企業の新たなチャレンジの促進のため、事業承継補助金を拡充すること。

また、事業引継ぎ支援センターが行う弁護士などの士業等専門家相談において、相談者への支援を拡充すること。

学校等におけるブロック塀等の安全確保について

平成30年6月18日に発生した大阪府北部を震源とする地震で、学校のブロック塀の倒壊による事故が発生したことを受け、各道県では、文部科学省からの依頼により、学校施設の安全点検等状況調査を行ったところでは、

当該調査の結果、安全性に問題があるブロック塀等の存在が多数判明するなど事態は深刻であり、このようなブロック塀等の撤去や補強等の安全対策について迅速に対応する必要がありますが、地方の厳しい財政状況では十分な予算を確保できない現状です。

このため、学校等のブロック塀等の安全性を確保するため、次の支援措置を講ずるよう提言します。

1. 公立のみならず私立も含めた幼稚園、小学校、中学校及び高等学校等のブロック塀の安全対策が迅速に行われるよう財政措置等を講ずること。
2. 緊急的に実施し、既に安全対策を終えた工事等であっても補助等の対象とすることや、下限額引き下げの要件緩和を行うこと。

水害の頻発・激甚化に備えた 治水・治山対策の強化について

最近の気候変動等により、雨の降り方が局地化、激甚化しており、豪雨の発生が以前より増加しているなど、災害発生のリスクが高まっている状況にあります。

実際、先月の台風 21 号や 8 月の山形県での豪雨、平成 30 年 7 月豪雨、昨年の九州北部豪雨や秋田県での洪水氾濫のほか、平成 28 年には北海道、岩手県で台風による豪雨が発生するなど、甚大な被害が全国各地で頻発しています。

国においては平成 27 年 12 月に「水防災意識社会再構築ビジョン（以下、水ビジョン）」を策定し、ハード・ソフト対策が一体となった治水対策を推進し、平成 29 年 6 月の水防法の一部改正では、この取組を中小河川も含めた全国の河川で更に加速させ、同様の被害を二度と繰り返さないための抜本的な対策を講じることとしています。

しかしながら、数十年に一度と言われるような大災害が毎年のように発生し、防災上必要となる対策が追いついていない現状等を踏まえ、今後の豪雨災害等に対応するためには、「水ビジョン」に基づく着実な取組に加え、近年の豪雨災害を踏まえた抜本的な治水・治山対策や土砂災害対策の加速と強化が重要であることから、次の事項について要望します。

1. 「水ビジョン」の取組に係る財源の十分な確保

水防法に基づく減災対策協議会で決定された取組は、平成 32 年度を目途に実施する必要があることから、必要となる予算については、十分に財源を確保すること。

2. 近年の豪雨災害等を踏まえた抜本的な治水・治山対策や土砂災害対策の加速と強化

治水ダムや河川改修、堆積土砂、支障木の除去等洪水に備えた予防対策や局所対策等中小河川への支援拡充、市街地での地下調節池を含む流域貯留施設の整備などに加え、近年、頻発・激甚化する豪雨災害等を踏まえた、抜本的な治水対策と土砂災害の防止・軽減の基本である砂防堰堤や治山施設の整備等を迅速かつ強力に推進すること。

さらに、森林の持つ災害防止機能を高めることにもつながる、森林整備等の取組に対する支援を拡充すること。

このため、治水・治山対策や土砂災害対策に関する特別枠を設けるな

ど、予算を大幅に増額すること。

3. 住民の主体的な避難を促すソフト対策の実施

大規模な水害に対し、住民が主体的に避難できるよう、防災情報提供の在り方を総合的に見直すとともに、洪水浸水想定区域図の作成、ハザードマップの整備と周知、水位計や簡易型カメラの設置等住民目線のソフト対策を加速するため、技術開発の推進、維持管理費を含めた財政面の支援を強化すること。

4. 国と関係道県等との連携強化

効果的・効率的な治水・治山対策を実施するため、国、関係道県、市町村等との連携強化を図ること。

総合的な少子化対策及び女性の活躍推進について

少子化の影響による若年人口の減少や東京一極集中による地方からの人口流出は、地域活力の低下を招く深刻な問題であり、多くの地方では地域経済の根幹を揺るがす危機的状況にあるといえます。このため、抜本的な少子化対策等の取組や東京一極集中の是正など、地方と政府が両輪となって、大胆な地方創生の取組を展開していく必要があります。

さらに、この少子化に歯止めをかけるためには、結婚を望む人の希望がかなえられ、安心して出産・子育てができ、女性も男性も共に働き共に育み、支え合うことができる社会の構築が必要であり、そのためには「結婚に関する機運の醸成と支援の充実」「子育て支援の強化」「女性の活躍推進」「働き方改革」など、総合的な対策を同時並行で進めていく必要があります。

新たな少子化社会対策大綱や、女性活躍加速のための重点方針、働き方改革実行計画、ニッポン一億総活躍プラン等に掲げる施策を着実に推進し、国民一人一人の希望を実現させるため、政府においても地方と一体となった取組を強力に推進していかれるよう、次のとおり提言します。

1. 結婚を望む人が希望をかなえられる社会の構築に向け、結婚や子育て、家庭を持つ“幸せ”を前向きに捉える機運の醸成や、多様な出会いの場づくり、仲人活動など地域における結婚支援事業への支援等、未婚化・晩婚化対策について主体的な取組を実施すること。また、地方の取組の成果を充実していくためにも、結婚サポートセンターの運営などについて長期にわたって支援を継続する仕組みを導入すること。
2. 若い世代に対して、家族の大切さや結婚し家庭を築くことへの前向きな意識の醸成を図るため、学生など若者世代に対し、結婚や妊娠・出産、子育てに関する知識の普及を図るなど、自らのライフデザインを考える機会を提供すること。

3. 子どもを産み育てることに対する不安感・負担感の軽減を図るため、全国一律の子どもの医療費助成制度を創設するとともに、自治体の医療費助成に伴う国民健康保険の国庫負担金の減額調整措置を対象年齢にかかわらず完全に廃止すること。また、不妊に悩む方の妊娠・出産の希望をかなえるため、特定不妊治療（体外受精及び顕微授精）の助成額引上げと助成回数上限を緩和（第2子以降）するほか、一般不妊治療や不育症への助成、不妊治療の保険適用化など経済的負担の軽減に向けた検討、不妊治療体験者の交流・情報交換の場の設置支援を行うこと。幼児教育・保育無償化の制度の円滑な運用に向けては、県、市町村ともに十分な準備が必要なことから、制度の詳細を早急に示すとともに、財政負担の在り方等を含め地方と十分に協議を行うこと。また、放課後児童クラブや延長保育などの地域子ども・子育て支援事業に係る利用料の軽減措置、高校・大学等の教育費の負担軽減措置、税制・年金制度等の優遇措置を創設すること。
4. 子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、地域子供の未来応援交付金を拡充し、学習支援や居場所づくりなど、子どもたちの支援に直接つながる施策を充実するとともに、子ども食堂への財政支援制度を創設すること。また、子どもたちの進学を支援するため給付型奨学金を拡充するとともに、ひとり親への高等職業訓練促進給付金の増額、高等職業訓練促進資金貸付事業の継続及び貸付資金の追加交付、児童扶養手当額の増額及び所得制限限度額の引上げ、ひとり親家庭の医療費無償化制度の創設、児童養護施設等の自立相談支援体制の強化など、子どもの貧困対策の抜本的強化を図ること。
5. 待機児童解消に向けて、処遇改善や修学資金貸付の継続など総合的な保育士等の人材確保の取組を強化するとともに、「子育て安心プラン」の着実な実施のために十分な財源を確保すること。また、平成29年度に創設された研修によるキャリアアップとともに処遇改善を図る仕組みについては、研修の受講時間数や分野数を緩和することや、経過措置期間を延長するなど、保育現場が処遇改善に取り組みやすい制度とするとともに、研修開催費用に対する国庫補助率の引上げなど、キャリアアップ

プ研修の実施に必要な財源を恒久的・安定的に措置することに加え、処遇改善等加算の認定事務の簡素化や事務執行に対する財政支援を行うこと。さらに認定こども園の施設整備については、厚生労働省と文部科学省にそれぞれ補助制度があり、手続が煩雑となっていることや所管省庁によって予算確保の状況に違いが生じ、一体の施設でありながら部分的に補助金が圧縮され、事務手続が複雑になっていることから、事業の効率化と事務負担の軽減のため、内閣府に一元化した上で十分な財源を確保すること。加えて、幼児教育・保育の無償化については、国において、必要な財源を確保するとともに、その導入準備等に当たっては、市町村の要望に応え、必要な支援等を行うこと。

6. 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律は、平成27年9月の施行後3年を経過することから、同法附則第4条により、地方の意見を踏まえ、同法の規定について検討を加え、一般事業主行動計画策定の義務付けを従業員101人以上の企業に拡大するなど、女性活躍の加速化に向けて必要な措置を講じること。

7. 若い世代が安定した収入を得て、安心して結婚や出産・子育てに踏み切ることができるよう、男性の育児参画のための有給の特別休暇制度を創設するとともに、育児・介護休業法による所定労働時間の短縮措置を就学前の子まで拡大すること。また、当該短縮措置や子の看護休暇・介護休暇の取得に係る賃金減少分に対する政府による支援制度を創設するなど、経済的デメリットの解消を図ること。加えて、非正規雇用労働者の正規雇用化に向けた取組を行う企業への支援策を拡充するとともに、多様で柔軟な働き方が可能となるよう環境整備を進めること。

8. 女性活躍の促進のため、雇用における男女均等支援や仕事と育児の両立支援を強化するとともに、ワーク・ライフ・バランスの推進や女性の管理職への登用など女性の活躍推進に取り組む企業への支援を強化すること。また、地域や政治分野における女性の参画促進や、性差に関する偏見の解消に向けたポジティブキャンペーンを展開すること。

9. 女性の就業支援のため、全てのハローワークへのマザーズコーナーの設置と地方との連携によるワンストップ就労相談窓口の拡大を図るなど、女性のライフステージに応じた再就職・就業継続の支援を強化すること。また、仕事と家庭の両立のため、保育所等の整備と保育士確保に向けた処遇改善の取組、発達障がいを始めとする障がい児保育施策の充実など、多様な保育サービスの充実に取り組むこと。
10. 地域の実情に応じて地方公共団体が実施する少子化対策や女性の活躍推進のための施策に対する十分な財源を確保し、補助メニューの要件緩和や補助率引上げなど、一般財源の確保がネックとなっている地方の取組の継続に支障が出ない補助スキームを構築すること。また、地域少子化対策重点推進交付金の拡充や女性活躍応援基金（仮称）の創設など、少子化対策や女性活躍に資する複数年度にわたる取組を幅広く対象とする柔軟で継続的な支援を行うこと。

地域医療対策の充実について

北海道・東北地方の医師数は、全国平均に比して少なく、医師の地域による偏在が極めて深刻な状況にあります。また、小児科、産婦人科等の特定の分野における医師不足、さらには地域住民のニーズに対応し、へき地医療や高度・特殊医療等を担っている自治体病院に勤める病院勤務医の過重労働など、地域医療の確保に向けて、喫緊に対応すべき課題が山積しています。

また、これまでの診療報酬改定では、救急・小児・周産期医療等の充実や病院勤務医の負担軽減に一定の配慮がなされたものとなっておりますが、地方の病院における医師確保、救急・小児・周産期医療の窮状は、経営に伴う収入の増加のみで解決できる状況にはなく、診療報酬と医療政策の両面から総合的に対策を講じる必要があります。

つきましては、当地方における医師不足の状況は依然深刻であることから、より実効性のある具体的な医師確保対策に早急に取り組むとともに、採算の面から民間による提供が困難な救急医療、へき地医療を担う公立病院等の運営に対する地方財政措置の更なる拡充を行うなど、地域医療の確保に必要な財政措置及び保健医療サービス提供の根幹を担う人材の確保・育成支援策を講ずることを提言します。

1. 大学医学部の養成数増の恒久化及び規制緩和

地域の医療を確保するためには医師の絶対数を増やすことが必要であることから、これまで暫定的に増員された大学医学部における医師養成数を恒久的な措置とするとともに、医師不足道県の実情に応じ、既設医学部の大幅定員増が可能となるよう規制緩和を図ること。

同時に、こうした医師養成増に伴う教員の配置や教室等の場所の確保など課題もあることから、人員配置及び財政支援の拡充を図ること。

また、平成 34 年度以降の医学部定員等の医師養成に関する方針については、医療従事者の需給に関する検討会（医師需給分科会）において将来的な減員に向けて見直していくべきとの考えが示されたが、医師不足が顕著な都道府県に対し、十分に配慮すること。

2. 地域医療再生のための総合的な政策の確立

国民的合意に基づき、住民が地域で等しく適切な医療を受けられることを目的とした総合的、体系的な「地域医療基本法（仮称）」を制定

するとともに、実効性のある運用を実現すること。

具体的には、臨床研修医の募集に際して、地域枠・診療科枠を設定し、全国的な臨床研修医の配置調整を行うとともに、保険医に対する医師過少地域医療機関への勤務を義務付けるなど、国を挙げて、医師の不足と偏在を解消する抜本的な施策を直ちに実行すること。

3. 医師の地域偏在解消に向けた実効性ある対策

地域における勤務医不足を解消するために、例えば都道府県ごとに保険診療が可能な保険医の定数を定めたり、診療報酬上配慮するなど、医師の地域偏在の解消に向けた実効性のある対策を講ずること。

また、現在、医師の働き方について議論が進められているが、時間外労働の規制の取組だけでは、医師不足地域における医療提供体制に多大な影響を与えることが想定される。働き方改革の推進に当たっては、医師の労働実態とその特殊性を十分に把握・検討するとともに、地域における医師偏在対策と一体的に進めること。

4. 地域医療の安定的確保に向けた医師臨床研修制度の運用

平成 26 年 4 月に施行された臨床研修制度の見直しでは、都市部への研修医の集中を是正し、地方の医師不足の解消につながるような定員配分を次回見直しに向け徐々に実施することとされた。しかし、地方の臨床研修医のマッチング率は都市部に比べ低く、依然として都市部への研修医の集中が懸念されるところである。

本年 7 月に成立した改正医師法においても、都道府県ごとの臨床研修定員は国において定めることとされているが、臨床研修医の確保は、医師不足道県にとって喫緊の課題であることから、都市部への集中を是正する更なる対策を速やかに講ずること。

5. 特定診療科の医師不足の解消

医師偏在指標の導入に当たっては、地域別、診療科別の医師不足数の標準的な指標を明らかにするとともに、その必要数を踏まえて、特に深刻な状況にある産婦人科・小児科等の特定診療科の医師不足を解消する施策を充実すること。

6. 地域の医師不足に配慮した専門研修制度の運用

新専門医制度の運用に当たっては、地域医療対策協議会における意見が適切に反映されるよう、一般社団法人日本専門医機構を指導するとともに、更なる医師の地域偏在や診療科偏在を招くことがないよう、主体

的に関わり措置を講ずること。

また、地域卒卒医師の専攻医登録に当たり、指定勤務要件と不整合が生じない仕組みの検討を促すなど、積極的に関与すること。

7. 臨床教育等における指導医の評価の充実

医師臨床研修の質の向上を図る観点から、診療報酬の加算など臨床教育等における指導医の評価を充実すること。

8. 救急医療体制の確保・充実

地域において救急医療体制の確保・充実が図られるよう、二次・三次救急医療に対する財政支援の拡充や、搬送困難事例受入医療機関支援事業の弾力的運用など、地域の実情に応じた支援策を講ずること。

9. 公立病院等の運営に配慮した地方財政措置の拡充等

地域医療体制を担う公立病院等の運営に配慮し、施設設備整備や運営費に係る地方財政措置の更なる拡充を行うとともに、診療報酬の改定において公立病院等の運営についての評価を充実すること。

10. 地域医療介護総合確保基金における財源の配分等

地域医療介護総合確保基金における財源の配分に当たっては、深刻な医師不足等の医療課題の実情を踏まえて配分すること。

また、地域の実情に応じた事業の実施など、柔軟に活用できる制度とするとともに、必要な事業が確実に実施できるよう、安定的に予算を確保すること。

11. 医療提供体制推進事業費補助金等の確保

救急医療、周産期・小児医療及びへき地医療等、地域の医療提供体制の推進に不可欠な医療提供体制推進事業費補助金及び医療提供体制施設整備交付金については、近年、計画額を大幅に下回る交付決定が続き、各事業の実施に多大な支障を来していることから、これらの補助金等の予算を十分に確保すること。

12. 地域で設定する奨学金制度に対する財政支援の拡充

地域で設定する奨学金制度に対する財政支援を更に拡充すること。

地域包括ケアシステムの構築に係る 在宅医療提供体制の確保について

地域包括ケアシステムの構築に当たり、市町村が担う「在宅医療・介護連携の推進」は、これまで市町村が進めてきた保健行政とは異なり、医療関係者との緊密な連携・調整が求められるものであるため、これを支援する道県（保健所）の医療行政にも新たな役割が求められています。

また、地域医療構想の実現に向けて在宅医療等の体制整備が課題となる中、これを担う医師や訪問看護師等医療従事者などの医療資源が不足している地域が多い北海道・東北地域では、効率的かつ質の高い医療提供体制の整備は、地域の関係者のみで解決することが困難な課題であることから、次の2点について要望します。

1. 国は、地域医療の政策企画に携わる市町村職員の確保・養成に積極的に関与・支援するとともに、市町村が担う在宅医療・介護連携推進の取組を支援する道県（保健所）の法的位置付けを明確にした上で、その体制の確保に必要な財政措置など所要の支援策を講ずること。
2. 過疎地域など医療・介護資源が十分とはいえない地域における24時間365日の在宅療養者への支援体制の確立に向けて、限りある資源を有効に活用できるよう、診療報酬・介護報酬による訪問診療・訪問介護等の評価の引上げや地域医療介護総合確保基金の弾力的な運用など、実効性のある施策を講ずること。

介護人材の確保について

2025 年に向けた介護人材確保対策として、国・地方が様々な対策を講じているところですが、介護関連職種の有効求人倍率は北海道・東北地方においても上昇を続けており、依然として事態は改善されていません。

介護人材の参入促進はもとより、定着を図るための施策をこれまで以上に強力に推進しなければ、高齢者が住み慣れた地域で安心して介護サービスを受けることができなくなるだけでなく、介護保険制度の崩壊にもつながりかねません。

つきましては、当地方における介護人材確保対策の抜本強化に向け、次の事項について提言します。

1. 多様な人材確保と人材育成

(1) 介護への理解とイメージアップ

介護職は、超高齢社会を支える重要な職業であるにも関わらず、「重労働で低賃金」というイメージが定着し、新たな人材の参入を妨げる要因の一つとなっている。このため、介護職への理解促進とイメージアップの推進による社会的評価の向上を図るとともに、潜在的な介護有資格者呼び戻しを図るための施策を強力に推進すること。

併せて、若年世代からの介護職参入を促進するため、介護福祉士養成施設を卒業して介護福祉士等の資格を取得する場合には、科目免除をする等のインセンティブを検討すること。

(2) 多様な人材の参入促進

① 外国人介護人材の受入れ

介護分野への技能実習生の受入れが円滑に進むよう、監理団体及び実習実施者等の実態や課題を随時把握・検証し、その結果を公表すること。

また、外国人が介護福祉士国家試験を受験するに当たり、自国の看護師等の資格を有する外国人の実務経験期間（現行3年）の短縮や、受験時間の延長、英語等多言語による受験を可能とするなど、資格を取得する際の配慮を行うこと。

② 元気高齢者等の参入促進

介護現場の補助的業務を行う新たな担い手として期待できる元気高齢者等が参入しやすくなるよう、先進事例の紹介など、更に取組を促進すること。

併せて、他の福祉資格を有する者が介護福祉士等の資格取得をしやすくするなど、他の職種からの参入促進を図ること。

(3) 資質の向上

介護職の専門性と役割分担を明確にし、専門性の高い人材配置に係る介護報酬上の評価を行うこと。

また、介護実践力の指導やマネジメントなど、介護職の中核を担う専門性の高い人材を早期に養成するための体制を整備すること。

2. 介護従事者の処遇改善

介護従事者の参入を促進し、将来の展望を持って業務に従事できるようにするため、介護従事者全体の処遇改善に確実につながることが担保される恒久的な制度を構築するとともに、国において必要な財源を確保すること。

また、「新しい経済政策パッケージ」において示された、消費税増税に伴う処遇改善については、介護従事者全体の処遇改善を図ることを前提に、確実に実施すること。

3. 労働環境の整備と業務負担軽減

(1) 労働環境の整備

人材確保等支援助成金や両立支援等助成金等を広く効果的に活用するため、労働局（介護労働安定センターを含む。）と福祉人材センターの連携など、事業者に対する周知及び相談・援助体制の強化を図ること。

併せて、仕事と育児・介護の両立支援に係る休業・休暇制度の充実や雇用主の理解促進等を図るための環境を整備すること。

(2) 業務負担軽減と効率化

地域医療介護総合確保基金を活用した介護ロボット導入支援事業について、平成 30 年度から補助上限額の見直し及び対象機器の拡充が行われたところであるが、更なる拡充等を図ること。

また、介護現場における業務効率化による負担軽減を図るための ICT 導入が早期に実現されるよう、事務の標準化等の体制整備を加速化するとともに、ICT 導入を促進するための助成制度を創設すること。

4. 地域医療介護総合確保基金の財源確保と効果的な活用

地域医療介護総合確保基金は、地域における医療及び介護の総合的な確保のため、消費税増収分を原資とし、地域ごとの様々な実情に応じ、

創意工夫を生かせる柔軟な仕組みを目指すという制度改革の趣旨のもと設置されたものである。

こうした趣旨を踏まえ、当基金の介護分について、地域の実情に合った人材確保策の円滑な実施が可能となるよう、配分割合の見直しを可能とするなど、弾力的な運用を可能とするとともに、長期的な視点に立った継続的な取組となるよう、十分な財源を確保すること。

また、効果的な活用事例を分析し、各都道府県においても取組が進むような情報を提供すること。

持続可能な社会保障制度の構築に向けた 予防・健康づくりの推進について

北海道・東北圏域においては、高齢化率は概ね30%を超え、多くの道県の合計特殊出生率の値は全国下位にあり、全国に比べ少子高齢化の進行が顕著となっています。

また、圏域内の多くの道県において、健康寿命は全国平均を下回っています。その要因としては、食塩摂取量が多いことや、1日当たり平均歩数が少ないことなど、北国特有の食生活や生活習慣が関連していると考えられます。

全ての世代が健康で幸せに暮らせる社会を実現するため、健康寿命を延伸し、平均寿命との差を縮小する取組が求められているところです。

全国知事会では、平成30年7月27日に取りまとめられた「健康立国宣言」を踏まえ、「持続可能な社会保障制度の構築に向けた特別決議」がなされ、地方独自の予防・健康づくりの取組を全国展開することにより効果が期待できる取組について、国に対し、財政的な支援等の必要な支援を求めていくこととされました。

ついては、北海道東北地方知事会としても、この特別決議に準じ、健康寿命の延伸に向けて、次のとおり提言します。

1. 地方において、全ての世代における住民に対し、科学的根拠に基づいた予防・健康づくり施策を講じることができるよう、データ分析等に関する財政措置や人材育成など所要の支援策を講じること。
2. 受動喫煙防止対策の強化については、制度の円滑な運用が可能となるよう、施設管理者や住民に対し制度の十分な周知を図るとともに、都道府県の新たに生じる事務に対し、必要な財政的・技術的支援を行うこと。
3. がん検診について、効果的・効率的に実施するため、職域におけるがん検診を法的に明確に位置付けること。

また、検診の実施者である事業者及び市町村間での、職域におけるがん検診の対象者数や受診者数等の情報共有を可能とする体制の整備を行うこと。

4. 国では、「経済財政運営と改革の基本方針 2016」において、高齢者フレイル¹対策の更なる推進を明記し、後期高齢者に対する栄養指導等のモデル事業を実施するなど全国展開を見据えた取組を進めている。

加齢はもとより、疾病を契機としたフレイルについても、適切なリハビリテーションが早期回復、早期退院に有効であるといわれており、要介護状態への移行を防ぎ、健康寿命の延伸とともに、介護職員の負担軽減や病床の有効利用が期待できることから、疾病によるフレイルへの対策にも取り組むこと。

¹ フレイル：加齢とともに、心身の活力が低下し生活機能障害、要介護状態、死亡等の危険性が高くなった状態。

北方領土問題の早期解決について

戦後 70 年以上が経過し、我が国固有の領土である北方領土問題の一日も早い解決は国民の一致した願いです。

一昨年末の日露首脳会談における合意事項を踏まえ、北方四島における共同経済活動や元島民の方々の墓参の制度改善等を速やかに進め、日露両国間の信頼関係の醸成を図ることで、平和条約の締結、北方領土の返還に結びつけることが強く望まれます。

日本政府においては、粘り強く外交交渉を進めていただき、一日も早い北方領土問題の解決を強く要望します。

拉致問題の早期解決について

北朝鮮は、これまで核実験や相次ぐ弾道ミサイルの発射など国際社会に対する威嚇を続けてきましたが、国連安保理など国際社会からの厳しい圧力を受け、今年2月に韓国で開催された平昌オリンピックを契機に対話路線に転換し、体制の保証を求め、中国、韓国及び米国と相次いで首脳会談を開催してきています。

その一方で、拉致問題については、北朝鮮は「既に解決済み」との主張を繰り返し、ストックホルム合意以降進展が見られておりません。

昨年12月には拉致被害者の御家族が相次いで逝去されるなど拉致被害者等やその御家族も御高齢となっており、もはや一刻の猶予も許されません。

また、家族会並びに救う会からは、「今年中の全ての拉致被害者の救出」が強く求められております。

このような状況の中、6月12日には米朝首脳会談が行われ、トランプ大統領が金正恩委員長に対して拉致問題を提起した旨表明されましたが、拉致問題は、最終的には日朝首脳間の直接対話によって解決しなければならない問題です。

日本国民を救出することができるのは日本国政府しかありません。

政府においては、米国、韓国、中国及びロシアをはじめ国際社会と連携を図り、「対話と圧力」、「行動対行動」の原則の下、最優先課題である拉致問題に主体的に取り組み、一刻も早く全ての拉致被害者等の帰国を実現してほしいという御家族の声に応えるよう、次の事項について適切な措置を講ずるよう提言いたします。

1. 国際社会と緊密な連携の下、北朝鮮への圧力を継続しつつ、北朝鮮の「拉致問題は解決済み」との立場を崩し交渉のテーブルに就かせるための粘り強い交渉を行い、日朝首脳会談の実現を見据え、目に見える形で具体的な成果を早期に出すこと。
2. 日朝首脳会談の開催時期については、全ての拉致被害者等の帰国実現が期待できる局面で開催するよう交渉していくこと。

また、拉致問題が解決しない限り国交正常化や経済支援を行わないとの方針を堅持すること。

3. 米国及び韓国と連携し、両国が北朝鮮と個別協議を行う際には、引き続き拉致問題を議題として取り上げるよう働きかけること。
4. 拉致被害者等の所在地情報等を把握し、朝鮮半島有事の際には、拉致被害者等の救出及び安全確保にあらゆる手立てを尽くすこと。
5. 北朝鮮による拉致の疑いがある方々についての調査・事実確認を引き続き徹底して行い、拉致の事実が確認され次第、被害者として認定すること。

アイヌの人たちに対する総合的な施策の推進について

我が国の先住民族であるアイヌの人たちの地位の向上と、民族としての誇りが尊重される社会の実現に向け、アイヌの人たちの生活実態や「アイヌ政策のあり方に関する有識者懇談会」の報告等を踏まえ、国が主体となる総合的な施策の推進が必要です。

よって、国におかれましては、次の事項について適切な措置を講ずるよう提言します。

1. アイヌが先住民族であるという認識の下、アイヌの人たちの社会的・経済的な地位や生活の向上を図るため、必要な財源措置を含む、国が主体となった総合的な施策を一層推進すること。
2. アイヌの人たちの声を受け止め十分な理解を得ながら、国が主体となった総合的なアイヌ施策を推進する根拠となる法律の検討を加速し、早期に制定すること。
3. 東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会に合わせて 2020 年 4 月 24 日に一般公開される、国が整備を進めている「民族共生象徴空間」については、施設整備を着実に進めるとともに、安定した管理運営体制の整備に必要な予算を確保すること。
4. 民族共生象徴空間へのアクセス機能の強化に向けて、周辺道路の整備を着実に進めるとともに、白老駅の駅舎はじめ公共交通機関の設備改善などへの支援を図ること。

平成 30 年北海道胆振東部地震 からの復興に向けた宣言

平成 30 年北海道胆振東部地震からの復興に向けた宣言

北海道では、9月6日未明に発生した震度7の地震をはじめとする一連の震災で、多くの尊い命が失われ、大規模な土砂災害や家屋の倒壊など、広範かつ甚大な被害が生じています。

さらには、道内全域での停電によるライフラインの寸断や産業被害の拡大など、住民の生活はもとより、経済社会活動にも大きな影響を及ぼしました。

北海道東北地方知事会は、未曾有の被害をもたらした東日本大震災からの復興が道半ばである中で発生したこの度の地震を重く受け止め、当地域の住民の安全・安心の確保に向け、以下に取り組むことを宣言します。

- 1 東日本大震災の復興の長期化など当地域の課題を踏まえ、教訓を最大限に活かして現在の防災・減災対策を総点検するとともに、今回の震災の事後検証とその共有を行う。
- 2 マンパワーをはじめ、刻一刻と変化する被災地ニーズに全力で応えるため、北海道・東北地方における受援・応援体制の充実・強化を図る。
- 3 近年、大規模災害に対応する地方財政の脆弱性が顕在化していることを踏まえ、被災地が改良復旧、更には地方が事前復興に取り組むことができるよう、新しい財政支援制度の創設や激甚災害における適用措置の拡充など、十分な予算額の確保と必要な財政措置を国に強く求める。
- 4 この度の地震においては、国内初のブラックアウトの発生により、住民生活や産業への被害が拡大したことを踏まえ、災害に備えた非常用

電源の導入や燃油供給体制の構築、発電所の分散設置が可能となる送電網等の電力基盤や北本連系設備のさらなる増強とともに、分散性も高く、災害への耐性が強い再生可能エネルギーの導入及び安定化への支援を国に強く求める。

- 5 頻発する大規模災害から住民の暮らしを守るため、地域特性に配慮した防災・減災対策の推進に向けた実効性のある施策の実施と必要な財源の確保、強靱な国土づくりの推進を国に強く求める。

**地方創生を支え、災害に強い
広域交通ネットワークの整備
加速に関する特別決議**

地方創生を支え、災害に強い広域交通ネットワークの 整備加速に関する特別決議

元気で豊かな地方を創生するためには、東京一極集中の国土構造を是正し、人材と産業を地方に分散させることが重要であり、そのためには基盤となる広域交通ネットワークを早期に形成することが必要です。

とりわけ、北海道・東北地方は全国で人口減少が最も進む地域であり、一刻も早く生産性の向上を図り、地域経済を支える産業の振興や雇用の創出、インバウンドをはじめとする交流人口の増加等によって地域活性化を進めていくため、その基盤となる広域交通ネットワークの整備が急務となっています。

さらに、2年後に迫った東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会や来年に迫ったラグビーワールドカップ 2019[™]の開催による全国への波及効果が期待される中、その先も見据えて、北海道・東北地方の外国人を含めた観光客の移動を支える広域交通ネットワークのより一層の整備促進が求められています。

また、東日本大震災では、北海道各港や青森港及び日本海側の道路・空港・港湾等の公共インフラが、甚大な被害を受けた太平洋側の代替機能を担い、復旧・復興支援や東北地方の生活・経済活動維持のために重要な役割を果たし、国土構造上、代替性・相互補完性（リダンダンシー）の重要性が再認識されました。

こうした中、平成 28 年の熊本地震に続き、本年 6 月には大阪北部地震、さらに 9 月 6 日には、北海道において震度 7 を記録する地震が発生したほか、地球規模で台風や豪雨などによる自然災害が頻発化・激甚化しており、災害に強い広域交通ネットワークの構築はより一層急務となっています。

こうしたことから、北海道・東北地方の持続的な発展に向けた地方創生の取組みを支えるとともに、災害に強い強靱な国土形成の観点から、国において、それらの基盤となる広域交通ネットワークの整備を加速していくため、次に掲げる事項を着実かつ早期に推進されるよう、北海道・東北 8 道県の総意として強く求めていくことを、ここに決議します。

1. 高規格幹線道路・地域高規格道路等の整備推進

東北地方における太平洋側や日本海側を縦貫する「縦軸」と、太平洋と日本海を結ぶ「横軸」の格子状骨格道路ネットワーク及び北海道における 2 環状 8 放射の道路ネットワークの整備を加速するため、高規格幹

線道路のミッシングリンクの解消や暫定2車線区間の4車線化を促進するとともに、高規格幹線道路を補完する地域高規格道路の整備を促進すること。

また、重要物流道路について、拠点を結び、平常時・災害時を問わず安全かつ円滑な輸送を確保する必要がある主要な幹線道路等を重要物流道路として確実に指定するとともに、指定された道路の機能強化及び整備推進のため、補助制度の拡充等による財政支援を行うこと。

2. 高速鉄道ネットワークの整備推進

整備計画路線である北海道新幹線について、新函館北斗から札幌までの早期完成を図ること。青函共用走行区間においては、時速260kmへの速度向上、時間帯区分案の拡大並びに札幌開業を見据えた高速走行のスケジュール及び目標の早急な提示とともに、抜本的方策による全ダイヤ高速走行を早期に実現すること。その際、貨物列車による円滑な物流に配慮するとともに、山形新幹線及び秋田新幹線の速達性を失うことのないよう十分留意すること。

また、羽越新幹線及び奥羽新幹線など、40年以上の間、いまだに基本計画の段階にとどまっている路線について、早期に必要な調査を実施して整備計画を決定し、整備の促進を図ること。

さらに、山形新幹線及び秋田新幹線の県境部におけるトンネル整備の早期事業化など、在来幹線鉄道についても、高速化や安全・安定輸送等の機能強化に向けて、必要な財政支援等を行うこと。

3. 地方航空路線の維持・拡充及び地方空港の機能強化

地方航空路線・地方空港が、インバウンドをはじめとする観光客の取り込みや地域産業の振興、地域間交流等の推進、さらには大規模災害時における鉄道や高速道路等の代替性確保の面で重要な機能を果たすものであることにかんがみ、羽田空港発着枠の地方路線への配分の拡大、「訪日誘客支援空港」の支援継続及び支援策の拡充、「羽田発着枠政策コンテスト」期間終了後の配分枠の継続、2020東京オリンピック・パラリンピック開催期間中の関係飛来機を安全かつ円滑に受け入れるための地方空港の活用など、利用拡大に向けた地方の取組みを支援し、地方航空路線の維持・拡充について適切な対応を図ること。また、国際線の就航促進に向けた滑走路延長など、地方空港の機能強化に対する支援を充実すること。

4. 港湾の機能強化

太平洋側と日本海側など主要な港湾において、大型船舶が入港可能な岸壁や航路、防波堤等の整備を推進し、国内外との物流拠点となる港湾

の機能強化を図ること。

また、国内外のクルーズ船の受入れ拡大のため、大型化に対応する岸壁や旅客船ターミナル等の整備、クルーズ旅客の円滑な周遊を可能とする環境整備等を推進すること。

ILC (国際リニアコライダー) の 実現について

ILC(国際リニアコライダー)の実現について

国際リニアコライダー (ILC) の日本誘致は、我が国が標榜する科学技術創造立国と科学外交の実現、高度な技術力に基づくものづくりの競争力強化、さらには人づくり革命等を促し、我が国の成長戦略に貢献する極めて重要な計画です。

また、ILC の波及効果は日本全国、世界に及びます。建設候補地である東北では、ILC の建設、運用を通して、国際的なイノベーション拠点の形成等が進み、世界に拓かれた地方創生の実現が期待されます。

こうした中、欧州においては、来年1月には次期「欧州素粒子物理5か年戦略」の検討が本格化します。ILC の実現には、この戦略に ILC 計画が盛り込まれることが不可欠であり、年内に日本政府が ILC 誘致に前向きな方向性を打ち出すことが求められ、その期限が間近に迫っております。

ILC 誘致に向けては、超党派の国会議員で構成される「リニアコライダー国際研究所建設推進議員連盟」による ILC 実現に向けた国際的な活動をはじめ、全国的にも、ILC サポートズの発足や ILC100 人委員会など民間ベースでの活動も広く活発になってきています。

また、全国知事会においては、昨年7月、「平成30年度国の施策並びに予算に関する提案・要望」の地域における科学技術の振興において、国際科学研究拠点の形成などを盛り込んだところであり、さらには、本年6月、北海道東北地方知事会において、ILC 誘致に前向きな方向性を打ち出すよう、文部科学省はじめ、関係省庁へ強く要望したところです。

北海道・東北は、今後とも、国内の他地域との連携を一層深め、産学官民が一体となって、ILC の実現に向けて最大限の努力をしていくものであり、国においても、ILC の早期実現に向けた次に掲げる事項を推進するよう、北海道・東北8道県の総意として強く求めていくことを、ここに決議します。

1. 本年中に ILC 日本誘致に向けた前向きな方向性を打ち出し、海外パートナー国との投資と人材の国際分担に対する基本的考え方を早期に明示すること。
2. ILC については、学術のみならず、国内の様々な地方をつなぐ産業・情報・技術の新たなネットワークや世界の知の集積の場「国際科学技術イノベーション拠点」の形成、民間の活力を伸ばす成長戦略や地方創生等の観点からの可能性を検討すること。

3. ILC の中心技術でもある「超伝導加速器技術」は、ILC を始めとする基礎科学・医療・エネルギー・安全保障など幅広い利用が進む先端分野であることから、本技術の高度化に向け、文部科学省が進める日米共同による枠組みに加え、政策横断・省庁横断で取り組むこと。

東日本大震災からの復興に 向けた決議

東日本大震災からの復興に向けた決議

東日本大震災から7年半余が経過しました。国内外の皆様には、たくさんの温かい御支援を頂いておりますことに、心から感謝申し上げます。この間、被災地の再生や被災者の生活再建に向けた取組が着実に進展するなど、復興への明るい光が見えてきたところです。

しかし、一方で、今なお約5万6千人もの方々が住み慣れたふるさとを離れ、避難生活を続けておられることを始め、原子力災害については、農林水産業や観光業等、あらゆる産業への風評も根強く残るなど、様々な課題が山積しております。

さらには、先月の北海道胆振東部地震や台風第21号、8月の山形県での豪雨、平成30年7月豪雨、昨年の九州北部豪雨や秋田県での洪水氾濫のほか、平成28年には北海道及び岩手県での台風や熊本地震などにより、被災地を御支援いただいている地域や、復興を進めている地域に甚大な被害が発生しています

このような中、東日本大震災の被災地が今後も復興を進めていくためには、全国の皆様による御支援が不可欠であり、引き続き、お力添えを賜りますようお願い申し上げます。

国には、引き続き、被災地の復旧・復興を国政の最優先課題としていただくとともに、復興のステージの進展に応じて生じる課題に迅速かつ適切に対応するため、現在の特例的な財政支援や各種制度を継続・拡充すること、復旧・復興に要する人員確保支援の継続及び強化を図ること、原子力災害の収束に全責任を持って対処すること、そして、被災地の実情と東日本大震災の教訓を踏まえた風評・風化対策に取り組むとともに、防災体制の強化や交通網の整備など、将来を見据えた災害に強い国づくりに全力で取り組むことを強く求めます。

加えて、「『復興・創生期間』における東日本大震災からの復興の基本方針」の見直しに当たり、復興施策の進捗状況や被災地の意見等を十分に踏まえ、当該期間終了後においても必要な事業及び制度を継続するとともに、推進体制の整備を図ることを併せて求めます。

東日本大震災からの復旧・復興を果たし、先人が築いてこられた美しいふるさとを取り戻すことは、我々に課せられた責務であります。引き続き、被災された方々の声に真摯に耳を傾け、ラグビーワールドカップ2019™や東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会において、これまでの御支援に対する感謝の気持ちと、被災地の元気な姿を国内外に広く発信できるよう、被災地の再生、復興を加速させていきたいと考えております。

今後の復興のモデルとなるような「新しい北海道・東北」の創造に向け、

北海道東北8道県一丸となり、全力を尽くしていくことを強く決意し、ここに決議いたします。

東日本大震災からの復興、
災害に強い国づくりに向けた
提言

前文

平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災から既に 7 年 7 か月が経過しましたが、被災地では、今なお約 5 万 6 千人もの被災者が仮設住宅等での避難生活を余儀なくされるとともに、大津波によって壊滅した市街地・集落の再建や、事業活動の復興についても二重債務問題など多くの課題が残されており、依然として厳しい状況に置かれています。

北海道東北地方知事会としては、発災一月後に、北海道・東北地方が心をつつにして復興に向けた努力を積み重ねていくことを宣言するとともに、政府・与党に対して、被災された方々の生活再建支援をはじめ、復旧・復興に向けた強力な対策について、これまでも重ねて要請を行ってまいりました。

被災地においては、住民生活の安全・安心を一日も早く取り戻すため、また、流出した人口が回復し賑わいのあるまちを取り戻すために、早期復興に向け懸命に取り組んでいます。が、財政面やマンパワー不足等多くの課題に直面しており、更に東京電力福島第一原子力発電所事故に起因する原子力災害によって生じた放射性物質による環境汚染や健康不安、農林水産物や観光等に対する風評被害、県境を越えた広域避難の長期化など様々な影響が東日本のみならず全国に及んでいるところです。

このような状況を踏まえ、復興の象徴となるプロジェクトの推進をはじめ、被災地の実情に応じた復興推進のための全面的な支援や、原子力災害からの安全・安心の確保を求めるとともに、東日本大震災、平成 28 年熊本地震、さらには本年 9 月 6 日に発生した平成 30 年北海道胆振東部地震を踏まえた防災体制の強化、災害に備えた広域的高速交通ネットワークや公共インフラの整備など、将来を見据えた災害に強い国づくりに全力で取り組んでいただくことを、強く要請するものです。

1. 地域の実態に即した復興関連制度の確立

東日本大震災による被災地では一日も早い復旧・復興と産業の再生を図り、生活の安全と安心を取り戻すべく、今後、更に地域の実態に即した取組を可及的速やかに進めていかななくてはなりません。

ついては、早期復興に向け、被災地が地域の実情に応じ、また、北海道・東北地方全体の復興に向けて、主体的に取り組んでいけるよう、次の事項について強く要望します。

(1) 財政支援の継続等

震災からの復旧・復興事業に対しては、国庫補助率の嵩上げや補助対象範囲の拡大、東日本大震災復興交付金の創設や震災復興特別交付税としての地方交付税の増額など、通常より手厚い財政支援措置が講じられているところであるが、復旧・復興の達成には、長期にわたる国の特例的な支援が不可欠であることから、平成 27 年 6 月に決定された「平成 28 年度以降の復旧・復興事業について」及び平成 28 年 3 月に閣議決定された「『復興・創生期間』における東日本大震災からの復興の基本方針」に基づく特例的な財政支援を可能な限り拡充の上、被災地の復旧・復興が完全に成し遂げられるまで手厚い財政支援措置を継続し、復興への歩みを盤石にすること。

また、「平成 28 年度以降の復旧・復興事業について」において、一般会計等に対応する事業とされた事業であっても、復興のために不可欠な事業であることから、国は平成 31 年度以降も引き続き必要な財源を確保すること。

加えて、国が行う被災地の復旧・復興については、国は平成 31 年度以降も必要な財源を確保し、被災地と一体となった復興の取組を継続すること。

- ① 復旧・復興事業に係る被災自治体の財政負担は、今後の復興の支障となる懸念があることから、地方負担分に対する財源措置の充実・確保を継続的に図ること。
- ② 震災から 7 年が経過する中、被災地域においては、復興の進度に差異が見られる。これまで、取崩し型復興基金や使途の自由度の高い交付金の創設など、従来の枠組みを超えた財源措置が講じられてきたところであるが、地域固有の新たな課題も発生していることから、それぞれの復興の状況に応じてきめ細やかに対処できるよう、財源措置の充実を図ること。

- ③ 避難者を受け入れている地方公共団体の受入に係る経費についても、災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）に基づく求償のほか、特別交付税等により適切に所要額を措置すること。
- ④ 東日本大震災に関連する復旧・復興事業は、当該年度内に終了しない場合、翌年度に予算を明許繰越とし、事業執行を行っているところであるが、マンパワー不足のほか、建設資材や作業員不足等の課題の発生により、明許繰越年度内に事業を完了できず、事故繰越となる可能性があることから、繰越手続の簡素化の措置を継続すること。

また、復旧・復興事業のうち平成 30 年度に事故繰越をした予算についても繰越年度内に完了しない事業を継続するために必要となる予算の再予算化の継続、それに伴う各種手続の簡素化・弾力化に加え、現在と同様の財政支援措置を講ずること。

（２）地方の創意工夫を発揮するための「復興交付金」の継続と十分な予算確保等

被災地域の復興のために必要な取組が確実に実施されるよう、復興が完了するまでの間、復興交付金事業の制度継続と確実な予算措置を講ずるとともに、その柔軟な運用を図ること。

- ① 複数年度にわたる復興事業については、必要な期間の交付金を一括して交付するとともに、資材高騰等による事業費の増額に十分に対応できる予算を確保すること。
- ② 基幹事業と関連し、使途の自由度の高い資金として創設された効果促進事業については、事実上、対象となる事業が限られていることから、対象事業を拡大するとともに、基幹事業完了後、当初想定していなかった要因により不具合が生じた場合に、その不具合を改善することで基幹事業の効果を回復させる取組についても対象とすること。

また、一括配分について、事業着手前に担当省庁へ使途内訳書を提出する必要がある、事実上の事前同意と変わらない仕組みとなっているため、一括配分の目的である使い勝手の向上につながっていないことから、使途内訳書については、事業着手後の提出で足りる運用とすること。

- ③ 基幹事業として交付対象となっている 5 省 40 事業を引き続き対象とするとともに、「なりわい」の再生に資する事業など、被災地方公共団体が必要とする復興事業について、更に交付対象を拡大すること。

- ④ 復興交付金の交付対象外の復興事業についても、着実な事業実施が図られるよう、復興が完了するまでの間、「社会資本整備総合交付金（復興枠）」・「農山漁村地域整備交付金（復興枠）」等により確実な予算措置を講ずること。
- ⑤ 交付金事業計画の申請手続については、第2回の提出分から書類の簡素化・省力化が図られたところであるが、一層の事務負担の軽減措置を講ずること。

（3）放射性物質に汚染された廃棄物の処理の促進

農林業系副産物等の事故由来放射性物質に汚染された廃棄物が多量に発生していることから、円滑に処分を進めるため、ごみ焼却施設の設備改修や最終処分場の拡張及び新設等への財政的支援を強化すること。

（4）特定被災地方公共団体が整備する一般廃棄物処理施設への財政支援

膨大な災害廃棄物等を短期間で処理した特定被災地方公共団体は、一般廃棄物処理施設の更新を含めた処理体制の再構築が急務となっていることから、循環型社会形成推進交付金（復興特会）による財政支援を継続すること。

（5）東日本大震災復興特別区域法（平成23年法律第122号）の柔軟な運用の実現

- ① 被災地域における迅速かつ着実な復興の実現に向けて、規制・手続等の特例、税・財政・金融上の支援等を含む復興特区制度の有効な活用を図るため、次のような柔軟な運用を図ること。

- ・ 税制上の特例措置が適用される復興特区について、申請者が立案したコンセプトや設定した区域を十分に尊重し、柔軟な考え方や工夫を図ること。

また、被災地の状況を踏まえ、十分な支援となるよう復興特区制度の柔軟な運用を図るとともに、復興特区における国税の特例措置及び地方税の課税免除又は不均一課税に係る減収補填措置については、被災地の状況を踏まえ、産業復興や産業集積の十分な支援となるよう、今後においても現在の措置を継続すること。

- ・ 被災住民の生活基盤の安定に密接に関係する規制、手続の特例については、被災地共通の現状と復興に向けてのニーズがあることから、区域ごとに個別の復興推進計画を策定するのではなく、一律に特例措置を適用すること。
- ・ 今後新たな特例措置の追加・充実などが提案された場合について

も、被災地の復旧・復興が円滑に進むよう、可能な限り幅広く認めるよう特段の配慮を行うこと。

- ② 現在、各種復興の取組にマンパワーを重点化させている関係地方公共団体の事務負担を軽減するため、計画作成に係る事務手続の簡素化等を図ること。

(6) 復旧・復興に要する人的支援の継続

被災地方公共団体においては、これまでの予算規模をはるかに超える事業を実施することが求められており、任期付職員の採用など独自の人員確保に努め、また、広域的な人的支援をいただいているが、人員不足の解消には至っていない。復興の推進のためには現場で実務を担当する職員の確保が引き続き必要不可欠なことから、全国の地方公共団体からの職員派遣に加え、国家公務員や独立行政法人、又は民間企業からの人的支援など、復旧・復興に要する人員確保支援の継続及び強化を図ること。

また、人的支援を実施する地方公共団体に対しては、厳しい財政状況や定員削減が求められる中においても人的支援が円滑かつ継続的に行われるよう、引き続き特段の配慮を行うこと。

(7) 教職員の確保等に対する支援の継続

他都道府県に避難した児童生徒を含む被災した児童生徒の心のサポート及び学習支援等に対応するため、教職員の加配措置に加え、スクールカウンセラー等の配置への財政支援を避難した児童生徒の受入れ地域分も含めて中・長期にわたり継続すること。

(8) 地域の実態に即した復興まちづくりの推進

防災集団移転促進事業について、市町村が被災した土地を買い取るための要件は、移転促進区域内の住宅用途に係る宅地及び農地となっているが、これを移転促進区域内の全ての土地が対象となるよう緩和すること。

(9) 復興の実態に応じた取組の継続

「『復興・創生期間』における東日本大震災からの復興の基本方針」の見直しに当たり、復興施策の進捗状況や被災地の意見等を十分に踏まえ、当該期間終了後においても必要な事業及び制度を継続するとともに、推進体制の整備を図ること。

2. 被災者の生活再建に向けた支援

東日本大震災により、被災者は、今もなお、応急仮設住宅等での生活を余儀なくされるなど、依然として厳しい状況に置かれていることから、被災者の早期の生活再建に向け、継続的かつ総合的な支援について強く要望します。

(1) 被災者の生活支援に係る財政支援の継続

被災者の福祉的サポート、健康支援、メンタルケア等を行う事業については、被災者支援総合交付金などを活用して実施しているが、これらの被災者の生活支援に関する各種事業について、平成 31 年度以降も継続して取り組む必要があることから、中長期にわたる制度として安定した財源の確保がなされるよう財政支援を継続すること。

(2) 災害救助法に基づく救助の適用範囲の拡大と国による財政支援

建設した応急仮設住宅の集約化に際し必要となる居住環境整備等に要する全ての経費を国庫負担とするよう災害救助法の対象経費を拡充するとともに、民間賃貸借上げ住宅の再契約に対する貸主の不同意やプレハブ仮設住宅の集約化等により、入居者が、その責めによらない理由により応急仮設住宅間で転居する場合の移転費用についても国による財政支援を行うこと。

また、災害救助費は当初に比べ大きく減少しているものの、救助事務費は災害救助費に比例して大きく減少するものではなく、救助が長期化する中で十分な財源の確保が図られないことから、応急救助の終了に伴い生じる経費も含め、必要な事務経費の全てを国庫負担の対象とすること。

(3) 個人の二重債務解消に向けた支援

「個人債務者の私的整理に関するガイドライン」による債務整理の成立割合は、相談件数の約 2 割と低調であり、住宅再建が進まない要因の一つとなっていることから、個人の住宅ローンや個人事業主の事業資金借入等に係る二重債務問題の解決に向け、現行制度の効果的な運用や法整備を含む新たな仕組みの構築など、国による積極的な対応を行うこと。

(4) 住宅確保に向けた対策

被災市町村の復興状況に応じた災害公営住宅の整備を進めるため、引き続き、国による人的・技術的支援を行うこと。

また、広範囲にわたる甚大な被災状況に鑑み、被災住宅の再建や修繕が早期に図られるよう、被災者生活再建支援について、被災者生活再建支援基金ではなく国の特別の負担により、近時の工事単価の上昇に対応した支援額に拡充するとともに、半壊世帯も対象とするなど支援範囲の拡大等に加え、震災復興特別交付税の地方財政措置等による更なる拡充を図ること。

さらに、被災地における面整備及びその後の住宅再建が平成 31 年度以降も続く見通しであることから、同年度以降も被災者の生活再建に係る資金として必要な貸付が受けられるよう、今年度末までとされている東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成 23 年法律第 40 号）及び東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の厚生労働省関係規定の施行等に関する政令（平成 23 年政令第 131 号）に基づく災害援護資金貸付の特例について、平成 31 年 4 月 1 日以降も延長するとともに、今後本格的な償還時期を迎え、借受人及び市町村からの償還に関する相談の増加が見込まれることから、支払猶予、償還免除などの運用基準や具体的な取扱い事例を示すなど、円滑な事務処理について支援すること。

なお、自己破産や行方不明による償還が見込まれない案件も発生し、市町村の負担となっているため、償還免除対象の拡充を行うこと。

加えて、特定行政庁が行う建築確認申請等の手数料減免に対して、平成 31 年度以降も震災復興特別交付税の措置を講ずること。

また、指定確認検査機関が行う建築確認申請等の手数料減免について、平成 31 年度以降も国庫補助を行うとともに、特定行政庁と同様、手数料全額を国庫負担とすること。

（５）心のケアの推進

東日本大震災の被災者の心のケア対策については、障害者自立支援対策臨時特例基金により岩手県、宮城県及び福島県では平成 23 年度に心のケアセンターを設置し、平成 25 年度からは「被災者の心のケア支援事業費補助金」に財源が変更され、更に平成 31 年度からは「被災者支援総合交付金」事業として統合される見込みであるが、当該補助額は年々減少傾向にある。

また、岩手県、宮城県及び福島県以外の都道府県については、設置期限が平成 30 年度までとなっている自殺対策緊急強化基金の活用により、避難されている被災者の心のケアを含む健康支援について協力することとされている。

さらに、子どもの心のケア等に対しては、平成 25 年度までは全ての都道府県において「安心こども基金」を活用して実施することができたが、平成 26 年度からは「被災した子どもの健康・生活対策等総合支援事業」として東日本大震災復興特別会計へ組替えされた結果、多くの受入自治体が対象外となっている。

心のケアは長期的な取組が必要であることから、復興・創生期間終了後においても事業の実施に支障が生じないように、国の方針を早期に示すとともに、財源の十分な確保を図り、全額国庫による財政支援を継続すること。また、県内・県外を問わず全ての避難者を対象とした施策を講ずること。

(6) 被保険者の負担軽減

- ① 被災した国保被保険者の所得や資産価値の減耗による保険料(税)の賦課総額の減少に対する財政支援を講ずること。
- ② 平成 25 年度から実施している岩手、宮城、福島の被災 3 県に対する医療費の増加及び前期高齢者交付金の減少に伴う国民健康保険特別調整交付金による財政支援（平成 24 年度からの特定被災区域に対する財政支援を含む。）について、平成 28 年度及び平成 29 年度は医療費の増加に伴う財政支援として被災 3 県のみに激変緩和措置が講じられたが、被災県に対しては、国保制度の安定した事業運営が図られるよう、国による十分な財政支援措置を講ずること。
- ③ 東日本大震災による甚大な被害により、被災市町村の財政的基盤が大きく損なわれたことから、安定した介護保険事業の運営が図られるよう、介護給付費の地方負担分の国費による補填や調整交付金の増額など、国による十分な財政支援措置を講ずること。

(7) 広域避難者に対する生活支援の充実

被災者の避難先は全国に及んでおり、避難先での生活が長期化していることから、不慣れな土地で生活する全ての避難者が安心して生活できるよう、住宅、保健、医療、福祉、就労・就学など、避難生活の安定や、帰郷に向けて、継続的かつ総合的な支援を行うとともに、受入自治体等が実施する支援事業に対し、所要の財政措置を講ずること。

また、国による被災者の生活再建に向けた支援情報の充実を図るとともに、被災者の住民票の異動の有無にかかわらず、避難者の所在地等を正確に把握できる全国的な仕組みを作るなど、被災者に関する情報把握のための財政措置やシステム開発などの抜本的な対策を講ずること。

(8) 被災地の実態に合った子育て支援の強化

被災地の復興の力となる子どもたちの健全育成については、国が責任を持って支援することが必要であり、安心して子どもを生み育てられる環境づくりを進められるよう被災地の実態に合った施策の実施を全面的に支援すること。

3. 甚大な被害を受けた農林水産業・商工業・観光関連産業等の再建・経営支援及び雇用の確保

東日本大震災では、農林水産業の生産基盤や商工業、観光関連施設等が甚大な被害を受けるとともに、東京電力福島第一原子力発電所事故の影響により、農林水産物の放射性物質による汚染や国内外における風評被害が発生するなど、北海道・東北地方全体の経済活動に大きな影響が生じ、今なお、生産・販売の回復や風評被害の払拭に至っていない状況にあることから、引き続き産業の再建や経営支援、雇用の確保を図る必要があります。

ついては、当該地域の産業が力強く復旧・復興を果たすことができるよう、次の事項について強く要望します。

(1) 農林水産業の復旧・復興支援

壊滅的な被害を受けた農林水産業の復興を促進し、生産者をはじめ、農林水産業に関連する加工業者等を含めた全ての者が、再び意欲と希望を持って生産活動等に従事できるよう、地域の復興状況に対応した支援を強化・継続することが必要であり、特に、地域の基幹産業である水産業については、漁業と流通・加工業を一体的に再生し、生産量の回復など早期の復興を図ることが必要であることから、次の措置を講ずること。

① 地域の基幹産業である水産業の復旧・復興支援

漁業と流通・加工業の一体的な再生に向け、現行の高率補助による施設等の整備や、水産業の復興を担う生産者の確保・育成、被災海域における放流種苗の確保、流通・加工業者の事業再開と失われた販路の回復を促進するための支援を継続すること。

特に、福島県では、原子力災害の影響により、漁船、共同利用施設、養殖施設、種苗生産施設の復旧が遅れていることから、生産活動の回復が果たされるまでの間、漁業生産基盤整備等に対しての支援事業や、種苗放流支援事業を継続すること。

また、漁場のガレキ撤去や将来にわたる確実な処分についても全額国庫負担により継続的に支援すること。漁港や海岸保全施設等の早急な復旧に向けても継続的な支援を行うこと。

さらに、国等の関係機関による技術者等の派遣など水産業の早期復興に向けた人的支援を継続・強化すること。

② 農業・農村の復旧・復興支援

農業・農村の復旧・復興を早期に成し遂げるためには、技術者等

の確保が欠かせないことから、復興の進捗状況や実情等を十分に勘案し、人的支援を継続すること。

また、共同利用施設の復旧や営農再開に必要な農業機械・資機材の導入、放射性物質の吸収抑制対策、自給飼料生産・調製再編支援等を行うための東日本大震災農業生産対策交付金や原子力災害の影響で事業着手に遅れが生じた農村地域復興再生基盤総合整備事業、農山漁村地域整備交付金（復興枠）については、平成31年度以降も必要な予算を確保すること。

③ 災害に強い森林づくりの推進

森林の健全化を通じて、森林からの放射性物質を含む土壌の流出抑制と、被災地の森林・林業・木材産業の再生・復興に寄与する「森林整備事業（災害に強い森林づくり）」は、原子力災害に特有の課題である放射性物質で汚染された森林への対応など、東日本大震災からの復旧・復興に不可欠な取組であることから、平成31年度以降も十分な予算を確保するとともに、財政支援として震災復興特別交付税の措置を継続すること。

④ 海岸防災林の復旧・整備

海岸防災林の復旧・整備については、完成まで長期間を要することから、成林するまでに要する経費も対象とするよう現在の補助事業を拡充し、十分な予算を確保するとともに、震災復興特別交付税等の措置を継続すること。

また、海岸防災林の復旧・整備に向けた人的支援を継続すること。

⑤ 被災農林漁業者等への復旧・復興に向けた支援の継続

被災農林漁業者等の経営再建はいまだ途上にあることから、制度資金に係る利子助成、保証料を負担する際の助成、償還期限及び据置期間の延長等の特例措置を平成31年度以降も継続すること。

⑥ 農林水産業の6次産業化の充実・強化

東日本大震災の被災地において、早期復興の観点から農林水産業の加工・販売、地域資源を生かした産業創出などの6次産業化を通じ新たな雇用、所得を創出することが喫緊の課題となっていることから、6次産業事業体の取組に対し出資、経営支援を行う措置を充実・強化すること。

(2) 「復興特区」等による産業集積支援

震災からの復興を契機とした強固なものづくり基盤の形成と、世界に展開する足腰の強い産業集積を促進するとともに、被災地における新産業と雇用の創出を図るための対策を講ずること。

① 「復興特区」による産業集積支援

東日本大震災復興特別区域法を活用した復興産業集積区域について、区域及び業種の追加に当たっては、被災地の声を十分に反映し、実情に沿った運用をすること。

また、復興特区における国税の特例措置及び地方税の課税免除又は不均一課税に係る減収補填措置については、被災地の状況を踏まえ、産業復興や産業集積の十分な支援となるよう、今後においても現在の措置を継続すること。

なお、適用要件の緩和についても、被災地の声を十分に反映し、改善すること。

② 企業立地に対する支援

津波被災地域等の復興を促進するために創設された津波・原子力災害被災地域雇用創出企業立地補助金は、被災地域の企業立地と雇用創出にとって大きな効果があることから、被災地における産業復興の実情を踏まえ、事業実施期間を延長し、平成31年度以降においても公募を実施するとともに十分な予算確保を行うこと。

併せて、新たな工業用地整備及び工場用地への光回線等の通信インフラ整備に対する支援措置を創設すること。

(3) 被災企業等への支援策の拡充

沿岸部の多くの事業者が甚大な被害を受け、また、内陸部の事業者も深刻な間接被害を受けるなど、地域経済は未曾有の危機に直面していることから、一刻も早い復旧・復興に向け、被災企業等に対する助成制度の大幅な拡充・要件緩和や新たな補助制度の創設など、これまでの枠組みにとらわれない大胆な支援策を講ずること。

特に、企業の既存債務に係るいわゆる二重ローン問題については、その早期解決に向け、既存債務の解消のための国による地域の実情に合わせた積極的な支援を引き続き行うこと。

① 中小企業等グループ施設等復旧整備補助事業の拡充等

商店街などの本格復興には、被災自治体の復興計画が大きく影響するところであり、土地の嵩上げや区画整理など事業用地の整備に相当の時間を要することから、当該補助事業について、平成31年度以降も引き続き事業実施を継続することや手続簡素化の措置の継続及び繰越年度内に完了しない場合の再交付に必要な予算の再予算化の継続を認めるとともに、要件緩和等制度の拡充を図ること。

併せて、個々の施設・設備整備に係る一定の補助制度創設など、これまでの枠組みにとらわれない大胆な支援を行うこと。

② 中小企業組合等共同施設等災害復旧事業の継続

沿岸部の商工会等及び事業協同組合等についても、移転先の目処が立たないなどの理由により、事業着手までに相当の時間を要することから中小企業組合等共同施設等災害復旧事業を継続して実施すること。

なお、商工会等施設復旧事業については、避難指示区域等に所在する商工会等が、避難指示区域等の設定が解除され次第、率先して地元に戻り中小企業等の事業再開支援ができるよう、その実施期間及び予算の十分な確保に特段の配慮を行うこと。

③ 津波・原子力災害被災地域雇用創出企業立地補助金（商業施設等復興整備補助事業）に係る拡充等

被災地における商業機能の早期回復に大きな役割を果たすことが期待される商業施設等復興整備補助事業について、平成 31 年度以降も必要な基金の積み増しを行うとともに、被災前の施設規模や資材高騰の影響等により、補助金の所要額が 5 億円を超える場合も想定されることから、補助金交付上限を引き上げること及び市町村長等が策定する「まちなか再生計画」の認定に当たり、手続を迅速に行うなど被災地の実情に応じて柔軟に対応すること。

④ 被災中小企業施設・設備整備支援事業貸付金について

上記①、②及び③において、当該補助金の自己負担部分に利用できる被災中小企業施設・設備整備支援事業貸付金についても、需要に応じて必要な予算措置を行うこと。

⑤ 金融支援の継続

被災企業の資金調達手段を今後も確保するため、「東日本大震災復興緊急保証」及び「東日本大震災復興特別貸付」を平成 31 年度以降においても継続するなど被災企業が資金繰りに支障を来さないよう対策を講ずること。

⑥ 仮設施設有効活用等事業の助成期間延長等の柔軟な対応

仮設施設有効活用等事業は、平成 30 年度末までの期間とされているが、土地区画整理事業等の進捗状況や施工業者不足により、仮設施設の撤去等が平成 31 年度以降となる地域が見込まれる。加えて、助成要件である「土地所有者等の事情」が「復興推進のための土地活用等」に限定されていることから、仮設施設の撤去等について、市町村の過重な負担とならないよう、助成期間を延長するとともに、助成要件の適用に当たっては、地域の事情を踏まえて柔軟に対応すること。

(4) 被災した事業者、労働者・離職者等への総合的な就業支援

① 事業復興型雇用確保事業の要件緩和等

事業復興型雇用確保事業については、復興に必要な不可欠な事業であることから、実施期間を延長するとともに、人材確保が図られるよう、対象労働者の要件を緩和するなど、より簡素で手厚い制度にすること。

② 新卒者に対する就職支援の継続

地元就職を希望する新規高卒予定者の就職環境を踏まえ、求人の確保・拡大や被災地に考慮したきめ細やかな就職支援を継続すること。

③ 特定求職者雇用開発助成金（被災者雇用開発コース）の要件緩和

「特定求職者雇用開発助成金（被災者雇用開発コース）」に係る要件を緩和し、震災時から引き続き被災地域に居住している求職者全てを対象労働者とする。

(5) 観光復興に向けた支援策の拡充

① 観光復興への支援

震災や放射性物質による風評の払拭に向けた国内外への正確な情報の発信、誘客促進のための二次交通の整備や国外向けの重点的なプロモーションなど、総合的な支援措置を講ずること。

また、東北地方の風評被害を払拭し、東日本大震災の影響により大きく落ち込んだ訪日外国人旅行者を回復させ、インバウンド急増の効果を波及させることにより、観光を通じて被災地の復興を加速化させることを目的に平成 28 年度に創設された東北観光復興対策交付金をはじめとする支援については、東北の外国人観光客数の伸びが全国の伸びに追いつくまでの間、継続・拡充すること。

② 数次査証の発給基準の緩和

被災地などの観光地へ外国人旅行者を増加させるため、北海道・東北地方が一丸となって安全・安心や隣県と連携した旅行コースを PR し、当地方への訪日外国人の誘客に取り組むため、平成 24 年 7 月から実施されている中国人観光客に対する数次査証（ビザ）の発給について、その対象を東北六県と同じ発給基準のもと、北海道及び新潟県に拡大すること。

4. 地域の安全・安心と生活を支える公共インフラの早期復旧・復興

東日本大震災では、東北地方太平洋側沿岸部を中心に、地域住民の生活の足として、また、物流の動脈として極めて重要な役割を担っている鉄道（JR 線、第三セクター鉄道線、地下鉄等）や離島航路、バス等の公共交通インフラが壊滅的な被害を受け、震災から7年7か月が経過した現在も一部路線で運休や暫定ダイヤ等による運行（航）が続いているほか、被災や利用者の減少により公共交通事業者の経営状態は引き続き厳しい状況にあります。

また、地震及びこれに伴う大津波は、沿岸地域を中心に壊滅的な被害をもたらし、産業活動の全てが甚大な被害を受けたことから、住民生活の安全・安心の確保や経済社会活動の速やかな回復を図るため、公共施設の早期復旧や整備を図る必要があります。

被災地が今後、復興に向けて力強く歩みを進めていくためには、被災地の地域交通の維持・確保に向けた公共交通インフラをはじめとした、地域の安全・安心と生活を支える公共インフラの早期復旧・復興が不可欠であることから、次の事項について強く要望します。

（1）被災した JR 各線の早期復旧への支援

東日本大震災で被災した JR 各線は、現在もなお一部区間で運休を余儀なくされているところであり、東日本旅客鉄道株式会社に対し、早期の復旧に向けて必要な指導・助言を行うこと。特に、JR 常磐線の避難指示区域内での復旧については、原子力政策を推進してきた国が責任を持って、財源措置を含めて全線復旧を確実に促進すること。

また、復旧後に三陸鉄道への経営移管が予定されている JR 山田線（宮古・釜石間）の円滑な移管及び移管後の持続的な経営の確保に向けて十分な支援を行うこと。

併せて、被災地のまちづくりや駅舎移設などにより現状での復旧に比べ増加する事業費について、自治体の負担が生じないように、財政支援を図ること。

（2）復興に向けた広域道路ネットワーク網の整備促進

今回の大震災において、三陸縦貫自動車道や常磐自動車道等をはじめとする高規格幹線道路網が「命の道」として重要な役割を果たしたところであり、三陸沿岸道路や、宮古盛岡横断道路、東北横断自動車

道釜石秋田線、みやぎ県北高速幹線道路及び相馬福島道路は復興のリーディングプロジェクトとして、早期完成に向け引き続き整備を促進すること。

(3) 災害に強い交通ネットワークの整備の促進

被災地域と避難先や内陸部後方支援拠点等を結ぶ道路等の災害に強い交通ネットワークの整備も重要であり、復興交付金及び社会資本整備総合交付金（復興枠）について、予算枠を拡大するとともに、復興事業が終了するまで制度を継続すること。

(4) 地域公共交通の維持・確保に係る被災地事業の確実な予算措置

被災した県における地域公共交通の維持・確保については、沿岸市町村のほか内陸市町村の輸送量が依然低迷している状況にあることから、地域の生活交通確保のため、バス事業者に対する運行欠損額の補助を行う被災地域地域間幹線系統確保維持事業について、平成 32 年度まで支援が継続されることとなったが、確実な予算措置を講ずるとともに、被災地のまちづくりの実態に応じた補助対象の拡大や補助要件の緩和を図るなど、被災地交通を確保するための適切な制度運用を図ること。

(5) 社会福祉施設等の災害復旧に係る補助の継続

被災した社会福祉施設等に対する災害復旧費国庫補助金については、被災市町が進める高台移転等による新たなまちづくりと歩調を合わせて再興を予定している施設や原発事故により避難先での仮設施設の建設を考えている施設もあり、復旧完了までに相当の時間を要することから、全ての施設の復旧工事が完了するまで、必要な時期に資材価格等の高騰にも対応した補助が確実に受けられるよう予算措置を講じ、補助を継続すること。

(6) 医療施設の復旧・復興に対する継続的な支援

被災した医療提供施設における、復旧・復興に向けた施設・設備の整備について、まちづくりや住宅再建の進捗など状況の変化に対応しながら復興を着実に進めるためには、復興が完了するまで安定した財源の確保が必要であるため、地域医療再生基金について、設置期間の更なる延長を認めること。

(7) 公立学校施設の災害復旧に係る財政支援の拡充等

津波被害により高台移転を予定している学校等について、被災地で

も人件費や建築資材の上昇による建設工事価格の上昇に対応した新築復旧単価の見直しが平成 29 年 6 月に行われたが、引き続き上昇傾向にあることから、今後も被災地の状況に応じ、適時適切な財政支援措置を講ずることにより地方の超過負担が生じることのないよう配慮すること。

(8) 公立社会教育施設における国庫支出金交付の継続

津波や原発事故により被災した社会教育施設の一部は、現地再建が困難であり、移転場所の選定作業を含めた復旧完了までに時間を要することから、平成 31 年度以降も全ての施設の復旧工事が完了するまで人件費や資材価格の上昇等に対応した予算措置を講じ、公立社会教育施設災害復旧補助金の交付を継続すること。

5. 原子力災害の速やかな収束と安全・安心の確保

東京電力福島第一原子力発電所事故に起因する原子力災害は、放射性物質の飛散による健康への不安、農林水産物や土壌等の汚染、さらには製造業や商業・観光業等、様々な分野における風評被害など、国民生活はもとより日本の産業・経済に深刻な影響を及ぼしていることから、一刻も早い原子力災害の収束を求めるとともに、国民の安全・安心を確保するため、次の事項について強く要望します。

- (1) 東京電力福島第一原子力発電所においては、廃止措置に向け、汚染水対策を含めた中長期ロードマップに基づく取組を国が前面に立ち責任を持って進めること。

また、汚染水問題を含む廃炉に向けた取組が、安全かつ着実に進むよう、国は東京電力に対する指導・監督を徹底するとともに、国内外の英知を結集し、総力を挙げて取り組み、確実に結果を出すこと。

- (2) 廃止措置を進めるに当たっては、あらゆるリスクについて不断に検討し、必要な対策を講ずるとともに、設備の信頼性向上、現場におけるリスク管理の徹底と各対策の重層化を東京電力に求めること。

また、これらの取組に対する現場を含めた監視体制を強化し、より一層の安全確保に努めること。

- (3) 今後長きにわたる廃炉作業を支える作業員や現場を管理できる人材の計画的な育成・確保や雇用の適正化、作業環境の改善、労働災害の防止等が確実に行われ、作業員が安定的に、安心して働くことができる環境の整備を東京電力に求めるとともに、国も一体となって取り組むこと。

また、廃炉に向け高度な技術が必要になることから、能力・資質に富む研究者や技術者の計画的な育成・確保に取り組むこと。

- (4) 汚染水問題については、原子炉建屋等への地下水の流入抑制対策や海への流出防止対策が一定程度講じられたところであるが、引き続き予防的・重層的な対策を講ずること。

また、建屋への雨水流入抑制対策に取り組むなど、汚染水を増やさないための対策を強化するよう東京電力を指導すること。

併せて、海域モニタリングの実施状況等について国内外へ正確な情報を提供するなど、風評対策に万全を期すこと。

(5) 使用済燃料の取り出しに向けた原子炉建屋の解体やガレキ撤去作業をはじめ、放射性物質を飛散させる可能性がある取組においては、飛散を防止する対策とダストモニタやモニタリングポストによる周辺環境の監視を徹底して行い安全を確保するとともに、作業の全体計画や作業状況、モニタリングの結果等について、適時適切に情報提供を行うこと。

(6) 今後の廃止措置の取組においては、情報提供の徹底はもちろんのこと、公開された情報の持つ意味が分かるよう、国民の立場に立った情報公開を行うとともに、国民に対する説明責任を果たすよう、国は東京電力を指導・監督すること。

(7) 環境中に放出された放射性物質の影響については、水、大気、土壌、水道水、農林水産物などに含まれる放射性物質や空間放射線量に関して総合的かつ長期的にモニタリングを実施するとともに、人体への影響や放射性物質の移動・移行状況等に関して科学的根拠に基づいた正確な情報を、国内外へ迅速かつ分かりやすく公表し説明すること。

また、森林内の空間線量率や落葉層及び土壌、立木の放射性セシウム濃度について、詳細かつ継続的に調査して汚染の実態を明らかにするとともに、調査により明らかとなった森林及び立木の汚染状況に応じた森林除染や立木利用の基準を早急に示すこと。

さらに、林野火災跡地における放射性物質の動態調査等を行うとともに、再拡散防止対策や森林復旧対策等、必要な措置を講ずること。

加えて、地方公共団体や事業者が行う放射性物質検査等に係る費用については、検査に要する人件費、検査機器購入費・維持費、賠償請求のための事務費を含め全て国庫負担又は東京電力による賠償の対象とし、迅速に支払うこと。

(8) 食品中の放射性物質の基準値について、国民が正しく理解できるよう、設定根拠や安全性を丁寧かつ分かりやすく説明するなど、万全の対策を講ずること。

また、中古車をはじめとした工業製品等個々の放射線量の規制基準を直ちに定め、取扱いについてのルール作りを行うとともに、業界への指導や基準値を超える製品の回収・損失補償など適切な対策を講ずること。

(9) 出荷や摂取が制限されている全ての品目について、具体的な解除要件や解除に向けた手法を明示すること。特に、野生の山菜、きのこについては、採取可能な時期が限られていることに加え、検体量確保が困難であることなどから、地方自治体等による実態に即した検査の結果を踏まえ、より現実的な解除要件とするなど、柔軟に対応すること。

また、野生鳥獣の肉については、解除要件である全市町村で3検体以上の確保は現実的に不可能であり、部分解除等を含め、より実態に即したものとすること。

(10) 平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法（平成23年法律第110号。通称「放射性物質汚染対処特別措置法」）に基づき、国の主体的責任の下、除去土壌等の適正管理と早期搬出、搬出後の原状回復、フォローアップ除染など必要な措置を確実に実施すること。

また、特定復興再生拠点区域をはじめとする帰還困難区域の除染について、関係市町村の実情に配慮しながら、確実に対応すること。

農業用ダム・ため池の対策については、営農再開・農業振興の観点から対策が重要であり、復興・創生期間終了後も継続して実施できるよう制度を継続すること。

また、森林の放射性物質低減対策等については、生活環境の安全・安心の確保、里山の再生、調査研究等、森林・林業の再生に向けた総合的な取組について、地域の実情を踏まえ、実効性のあるきめ細かな対策を講ずるとともに、中長期的な財源を確保すること。

加えて、放射性物質に汚染された道路側溝堆積物や河川堆積土砂など放射性物質汚染対処特別措置法に基づく除染以外で生ずる土壌等の処分を推進するため、国の責任の下、具体的かつ効果的な撤去及び処理について、最後まで適正に対応すること。

また、除染等により生じた除去土壌等について、最終処分の方針を早急に示すとともに、その最終処分先の確保については、周辺住民等の理解が得られるよう、国が責任を持って対応すること。

なお、これらの除染等に要する費用については、全て国庫負担又は東京電力による賠償の対象とし、迅速に支払いを行うこと。

(11) 放射性物質に汚染された災害廃棄物や浄水発生土、汚泥、焼却灰、建設・農林業系副産物（土砂、土壌等を含む。）などの廃棄物等の処分に関し、放射性セシウム濃度が8,000Bq/kgを超える廃棄物等については、国の責任において最終処分のために必要な体制及び施設等を早

急に整備し、迅速かつ適切に処理すること。

放射性セシウム濃度が 8,000Bq/kg 以下の廃棄物等は、一部処理が進んでいるものもあるが、焼却灰や汚染された建設・農林業系副産物などは、多くが処理施設が確保されずに保管されたままであることから、引き続き、国の責任の下、具体的、実効性のある処理対策を講ずること。

また、帰還困難区域における復興事業等に伴い発生する廃棄物については、事業に支障が生じないように、国が責任を持って最後まで適正に対応すること。

なお、これらの廃棄物等の保管や処理に要した費用について、今後発生するものも含め、全て国庫負担又は東京電力による賠償の対象とし、迅速に支払いを行うこと。

- (12) 畦畔草や果樹せん定枝などの野焼きについては、周辺地域への生活環境に与える影響が軽微であるとして廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）第 16 条の 2 第 3 号で例外的に認められているが、放射性物質に汚染された畦畔草や果樹せん定枝などについて、引き続き野外焼却を可とするか否かの判断基準（科学的根拠）を明確に示すこと。

6. 原子力災害による避難者への支援と風評・風化対策、損害賠償、地域の再生

原子力災害に伴い、今なお多くの被災者がふるさとを離れた避難生活を余儀なくされ、将来に大きな不安を抱えている状況にあります。

また、農林水産物等の出荷制限指示等に係る損害、さらには農林水産業、製造業、観光業などにおける風評被害、精神的損害、勤労者の就労不能等に伴う損害など、広範な分野・領域で長期にわたる損害が生じています。

こうした避難者への支援や風評・風化対策、損害の賠償をはじめとした原子力災害からの復興・再生については、原子力政策を進めてきた国として責任を持って対応すべきことから、次の事項について強く要望します。

- (1) 避難者が安心して生活できるよう、希望の持てる施策と今後の見通しを明確に示した上で、生活の支援、絆の維持及び新たな環境でのコミュニティの形成等のための取組の充実を図るとともに、生活再建に必要な財政支援を行うこと。

特に、県境を越えた広域避難が長期化している避難者の厳しい生活状況を踏まえ、避難者向け借上住宅の住み替えに対する災害救助法の柔軟な運用や高速道路無料措置の延長、心のケア、子どもたちの健全育成に向けた子育て支援の強化など、避難者の生活支援の充実のみならず生活環境の整備とともに全ての避難者が生活を再建できるよう、様々な選択肢の提示も含め、支援の充実を図ること。

また、当面の生活再建資金を融通する災害援護資金の貸付については、自己破産や行方不明による償還が見込まれない案件が発生し、市町村の負担となっているため、償還免除対象の拡充を行うこと。さらに、償還免除事由の特例における「無資力」などの要件について具体的基準を示すこと。

なお、避難者支援を行う地方公共団体等の負担を前提とせず、必要な財政措置を行うこと。

- (2) 避難先における保健・医療・福祉サービスが不足している現状を踏まえ、避難者が避難先において必要なサービスを受けることができるよう、医療・福祉施設の充実や医療従事者の確保などに対し適切な支援を行うこと。

- (3) 避難地域の医療機関においては再開が困難な状況が続き、避難者の

帰還に影響が生じているため、全ての避難指示区域が解除され、避難地域の生活環境が完全に回復するまでの期間について、避難地域における二次医療提供体制の整備や医療機関の再開・新設・運営等に必要な経費及び医療従事者の確保に対し、国が実効性のある支援を行うこと。

特に、医師不足は深刻な状況であるため、当該地区で勤務や研修を行う医師、受け入れる医療機関を後押しするなど、効果的な環境整備を行うこと。

(4) 今回の原子力災害により、国内外に生じている広範な風評の払拭を確実に実現すること。

とりわけ外国政府及び海外の航空会社や船会社等に対して、随時、正確な情報を発信するとともに、海外向けの重点的なプロモーションや、査証（ビザ）発給条件の更なる緩和等海外からの誘客促進につながる取組を行うこと。

また、原子力発電所事故の影響に係る農林水産物等の信認回復を早急に図るとともに、農林水産物等の輸出が円滑に進むよう、WTO など国際機関の活用も含め、正確な情報発信や輸入規制の撤廃等、輸出再開の早期実現及び輸出促進のための取組を強化すること。

特に、韓国にはホヤ・ホタテ・スケトウダラなど多くの水産物が輸出されているが、平成 25 年 9 月に韓国が我が国に水産物の輸入規制を課しており、また、台湾は平成 27 年 5 月に一部地域の水産物を含む食品の輸入に際し放射性物質検査証明書の添付を義務付けるなど、規制を強化した。これらの規制は、復興の途にある水産業において深刻な問題となっており、韓国、台湾等諸外国・地域に対し、科学的な根拠に基づいた冷静な対応を強く求めるとともに、速やかに輸入規制を解除するよう、強力に働きかけること。

併せて、これらの状況などについて、これまで国から説明が少なく、見通しが不透明であり事業者の不安が募る一方であることから、まずは国において、取組状況及び関係国の反応を関係道県に対してしっかりと説明し、これを継続して行うこと。

加えて、水産物の放射性物質モニタリングについては、いまだに風評被害が収束しておらず、国内流通や輸出促進において大きな足枷となっていることから、平成 31 年度以降についても、これまでと同規模の調査を継続して実施し、結果を国内外に広く公表して安全性の PR を積極的に行うこと。

さらに、道県や市町村、事業者等が実施する国内外からの誘客促進や農林水産物、加工食品、工業製品等の販路回復・拡大、販売促進に

向けた取組などの風評被害対策事業に対する支援を充実すること。

(5) 避難している子どもたちがいじめに遭う事例や、社会的影響力のある方による心ない発言など、原子力発電所事故の影響による放射線に対する偏見や誤った理解が広く存在し、福島県への負のイメージが固定化している。このため、国民に正確な理解を促す放射線リスクコミュニケーションを更に推進すること。

(6) 長期間にわたり被災地が復興に向けた取組を進めていくためには、被災地への理解に加え、継続した支援が必要であるが、時間の経過とともに、震災の記憶の風化が進んでいることから、国として風化防止に取り組むこと。

また、震災遺構の保存や撤去に対する財政支援を長期的に継続すること。

(7) 原子力発電所事故がなければ生じることのなかった全ての損害について、被害の実態に見合った賠償が確実かつ迅速になされるよう東京電力を指導すること。

また、被害者に多大な負担を強いている損害額確定までの審査事務等の改善についても東京電力を指導すること。

さらに、国策として原子力事業を推進してきた経緯や、原子力災害の実態を踏まえ、原子力損害の賠償に関する法律（昭和 36 年法律第 147 号）を改正し、賠償についての国の責任をより明確にすること。

あらゆる風評被害について、損害の範囲を幅広く捉え、風評が完全に払拭されるまで確実に賠償の対象となるよう、原子力損害賠償紛争審査会において指針に早急に明記すること。

地方公共団体の損害に係る賠償について、住民の安全・安心を守るために行っている様々な検査等に要する費用や地域の復興のために実施している風評被害対策などの事業に要する費用及びそれらに係る人件費並びに税込減等についても、政府指示の有無にかかわらず事故との因果関係が明らかであることから、確実に賠償がなされるよう、東京電力を指導すること。また、財物に係る賠償についても、各地方公共団体の個別事情にも丁寧に対応し、速やかに賠償するよう東京電力を指導すること。

消滅時効への対応について、東京電力に対して、将来にわたり消滅時効を援用しないことを具体的かつ明確に示すとともに、時効期間の延長により賠償基準の策定や賠償金の支払いを遅延させないよう指導すること。

東京電力が、出荷制限指示や風評被害による対象産品等の営業損失に係る賠償金額から事業者の営業努力等による売上高の増加額を控除していることについて、営業損害を被った事業者の特別な努力を損害額から控除しない等の合理的かつ柔軟な対応が行われるよう東京電力を指導すること。

- (8) 原子力発電所の事故による災害という特殊な諸事情を鑑み、避難解除等区域等の復興、地域コミュニティの再構築、健康上の不安の解消など安全・安心に暮らせる生活環境の実現、産業の回復、新産業の創出等の地域の復興・再生に不可欠な事業を実施するとともに、必要な予算を十分に確保すること。

- (9) 東京電力原子力事故により被災した子どもをはじめとする住民等の生活を守り支えるための被災者の生活支援等に関する施策の推進に関する法律（平成24年法律第48号。通称「子ども・被災者支援法」）に基づく被災者生活支援等施策の推進に当たっては、被災者の実情等を踏まえた上で健康や医療の確保、子育て支援、住宅の確保など個別施策の充実を図り、地方公共団体の財政的負担が生じることのないよう、継続的に、必要かつ十分な財源措置を講ずること。

また、原子力災害の長期化に伴い新たに生じる課題に対しても、迅速かつ柔軟に対応すること。

- (10) 住民の長期にわたる健康の維持・増進を図るため、独自にホールボディカウンターによる内部被ばく検査等を実施している市町村があることから、これらの市町村のホールボディカウンター導入・運用等に係る経費に対する財政措置を講ずること。

また、原子力発電所事故後の屋外活動の制限等により、子どもたちの体力低下や肥満など、将来にわたる健康リスクの増大が懸念されるため、健康を守る施策を実施するとともに、継続的に、必要かつ十分な財源措置を講ずること。

- (11) 避難地域の復旧・復興に向け、「避難等区域復興再生計画」に位置付けた、道路等の広域インフラの整備を早急に進めるべく、社会資本整備総合交付金（復興）等復興予算の拡充・継続による必要な財源の確保など、特段の配慮をすること。

- (12) 帰還困難区域の「特定復興再生拠点区域復興再生計画」について、その内容を実現し、計画期間内の避難指示解除が確実にできるよう、

責任を持って取り組むこと。

特定復興再生拠点区域の整備に当たっては、除染はもとより、廃棄物や建設副産物の処理を、事業に支障が生じないように、国の責任の下で最後まで適正に対応するとともに、計画期間内で活用できる交付金制度等の新設や、生活環境の整備などに対する十分な予算を確保し、それぞれの地域の実情に応じた拠点区域の整備に取り組むことができるようにすること。

帰還困難区域全体の復興・再生に向けた市町村による中長期的な構想をしっかりと受け止め、市町村の取組を最大限に支援し、将来的に帰還困難区域の全ての避難指示を解除すること。

- (13) 避難地域の復旧・復興事業は緒に就いたばかりであり、その復興・再生が着実に進むよう、特定復興再生拠点区域や福島イノベーション・コースト構想等に関連するインフラ整備等の事業について、地元の要望をしっかりと受け止め、平成 32 年度を跨ぐ可能性が高い新規事業の着実な事業化及び完了が図られるよう、国が責任をもって、財源の確保や、復興交付金、福島復興再生加速化交付金等の要件拡充、柔軟な運用など、必要な支援を行うこと。
- (14) 原子力発電所の長期運転停止や廃炉による立地地域の産業・経済の停滞に対して、国は、これまで住民の理解を得ながら国策に協力してきた立地自治体の現状や意向等を十分踏まえ、自治体が独自の産業・雇用対策を実施するための交付金制度の充実や創設など、立地地域の実情に即した経済・雇用対策を早急に実施すること。

7. 大震災を踏まえた防災体制の強化

我が国の防災体制については、甚大な被害を受けた東日本大震災、平成28年熊本地震、さらには本年9月6日に発生した平成30年北海道胆振東部地震の経験を踏まえ、被災地域のみならず国全体として、見直しや再構築を行うことが重要です。

また、原子力防災については、東京電力福島第一原子力発電所事故の原因や対応を徹底的に究明し、検証の結果を踏まえた上で、十分な対策を講ずる必要があります。

併せて、平成28年3月の原子力関係閣僚会議において決定された「原子力災害対策充実に向けた考え方」の実施に当たっては、地方自治体の意見を十分に反映し、政府一丸となって対応する必要があることから、次の事項について強く要望します。

(1) 政府の地震調査委員会が行う「地震活動の長期評価」の日本海東縁部を含めた早急な見直しと地震・津波観測体制の充実・強化、大震災の被害状況等の適切な分析評価に基づく津波対策等の防災計画の更なる見直しを実施すること。

(2) 甚大で広範囲な津波被害を想定した防潮堤、海岸防災林等の防災施設、避難路や多重防御を目的とした高盛道路、防災行政無線等のハード整備及び発災時の迅速な避難を可能にするソフト施策を組み合わせた総合的な防災対策の推進に対し、全面的な支援と財政措置を講ずること。

特に漁港区域内に相当の延長で存在する防潮堤未整備区間の解消は、十分な津波防護効果を発揮するために必要不可欠であることから「農山漁村地域整備交付金（復興枠）」については、平成31年度以降も事業量に合わせ、十分かつ確実に予算を確保すること。

併せて、新たな想定津波に対応する防潮堤における膨大な数の水門・陸閘の自動化・遠隔化に伴い、今後増大する維持管理費、修繕費及び更新費に対する財政措置を講ずること。

(3) 多数の住民が迅速かつ確実に避難するための避難道路や、支援物資の緊急輸送など、万が一の際の初動活動を迅速に行うための道路については、国の負担を強化するなど、別枠で予算を確保した上で、早急

な整備と適切な維持を行うこと。

- (4) 災害拠点病院をはじめとした医療・福祉施設における災害用施設・設備整備（耐震化、自家発電装置、給水設備、通信機器の整備等）に対する財政措置の継続及び拡充を図るとともに、市町村が既存施設を福祉避難所として活用するために必要な施設のバリアフリー化や設備整備、物資の備蓄等に対する財政措置を講ずること。

なお、第7次医療計画の策定に際して「災害拠点精神科病院」の設置が盛り込まれたことから、災害拠点病院と同様に財政措置を講ずること。

併せて、流通備蓄拠点連携による配送燃料、電力、給水はもとより医薬品、医療材料及び要配慮者に配慮した「特別用途食品」等の確保体制を構築すること。

- (5) 大規模災害時において応援部隊の一時集結場所や活動拠点、援助物資の中継拠点等となる広域防災拠点の整備に対し、全面的な財政支援を行うこと。

また、高速道路のパーキングエリアやサービスエリアについては、道の駅も含めて、運転手の休憩施設としての機能に加え、自家発電や防災用の備蓄倉庫の整備等、防災機能を併せ持った避難施設として活用することが非常に重要であるため、沿岸地方公共団体の復興まちづくり計画や地域防災計画を踏まえ、防災拠点として既存のパーキングエリアやサービスエリアを活用するほか、新たな施設整備を行うこと。

なお、高速道路のパーキングエリアやサービスエリアは、避難施設及び防災拠点として活用されるだけでなく、緊急消防援助隊の進出拠点としても重要な施設であることから、併せて円滑な受入体制の構築を図ること。

- (6) 広域災害時に救援物資の中継や後方支援などの機能のほか、直ちに東北エリアをカバーして現地の司令塔となる広域防災機能と、国の災害対策本部など政府の危機管理機能の代替機能を併せ持った拠点施設を、国の責任において首都圏から近い東北地方に整備すること。

- (7) 災害時に避難所や福祉避難所において、被災地方公共団体の要請を受けて派遣された社会福祉士、介護福祉士、介護支援専門員、保健師、看護師など保健・医療・福祉の専門職員が行う、緊急に必要な介護等の支援の把握・調整、良好な避難環境の整備・調整、相談援助等の要配慮者に対する支援が、災害救助法に基づく救助として円滑・迅速に

実施されるよう、同法に明確に位置付けること。

また、避難所等において、要配慮者の相談援助や介護などを担う専門職員で構成する「災害派遣福祉チーム」を制度化するとともに、国において当該チームなどを含む専門職員の派遣調整システムを構築すること。

併せて、災害派遣福祉チームの組成、研修、訓練等の災害福祉支援体制の整備に支障を来すことのないよう、十分な財政措置を講ずること。

- (8) 避難所等での生活の長期化などにより、感染性胃腸炎やインフルエンザ等、感染症の集団発生に伴う健康被害の発生が懸念されるため、災害救助法第4条第1項の「救助の種類」に「感染症対策」を規定し、災害時の避難所等における感染症の発生予防及びまん延防止に係る支援が、災害救助の基本施策の一つであることを同法に明確に位置付けること。

また、災害発生時の感染症対策を迅速かつ円滑に行うための取組を全国的に推進し、被災地における感染症に係る健康危機事案の未然防止を推進すること。

- (9) 上下水道施設など日常生活に不可欠なライフラインについては、耐震化を早急に進めるため、補助対象を拡大するとともに、十分な財政措置を講ずること。

- (10) 公立学校施設の整備については、学校施設の耐震化等を推進する上で全ての事業が円滑に実施できるよう、当初予算において必要な財源を確実に確保すること。

さらに、各自治体が計画する全ての事業が実施できるよう、補正予算等においても財源の確保を図ること。

また、私立学校施設の耐震化については、公立学校並みに補助率を引き上げるなど、施設整備に係る助成制度の充実を図るとともに、県独自に嵩上げ補助を実施する場合には、交付税措置等の財政支援措置を講ずること。

なお、平成30年度予算においても、所要額を確保し、私立学校の耐震化事業に支障を来すことのないよう十分な財政措置を講ずること。

- (11) 私立を含めた学校施設の耐震化等以外のトイレや空調設備など、環境改善のための施設の改修についても、地方公共団体の作成した施設整備計画等に基づく事業が着実に実施できるよう、必要な予算を確保

するとともに、下限額の引き下げや、実情に見合う予算単価の引上げなど、十分な財源措置を行うこと。

また、高等学校等も補助対象とするとともに、地方財政措置の拡充を図ること。

加えて、既存のブロック塀をはじめとする建物以外の工作物の安全対策について、既存国庫補助事業の下限額の引き下げや、高等学校等も対象に加えた新たな財政支援制度の創設など、必要な財政措置を行うこと。

- (12) 地方負担を伴わない補助制度の創設など、民間建築物・住宅の耐震診断及び改修工事への財政支援措置を拡充すること。

また、平成 30 年度までとされている耐震対策緊急促進事業の時限措置を平成 31 年度以降に延長すること。

- (13) 省庁を越えた全体的かつ効果的で効率的な応援を行うことができるよう、国の指揮命令系統を明確化し、対応調整権限や予算措置権も含めて、専属組織を創設するなど、国として一元的に緊急対応を行える体制を構築すること。

- (14) 現行の法体系では、応援に要した費用は被災した地方公共団体が負担することとなっているため、被災した地方公共団体が応援の要請をためらう要因となっていることから、広域応援を実施した地方公共団体に対して、その応援に要した経費の全額を国が負担する制度とすること。

- (15) 広域避難体制について、発災直後から、住民、地域、医療機関、福祉施設、民間企業及び官公庁などの広域避難の調整が緊急に必要な事態も想定し、これら住民・諸団体等の広域避難に対して、受入側の地方公共団体の長が迅速に対応できるよう、裁量の範囲を拡大すること。

- (16) 災害救助法について、広域避難受入れも想定し、期間制限や現物給付原則等の資金使途制限を撤廃するとともに、全額国庫負担とした上で、国への直接請求を可能とする制度とすること。

- (17) 避難者の所在確認や支援物資輸送など、民間や地方公共団体等の諸主体が実施する初動期段階の対応において、関係諸法令やその運用の慣例などの制約を受けることがあったが、被災地や支援者が適切かつ

速やかに対応できるよう、災害時における既存法令等の一時停止について法整備を行うこと。

(18) 今後の大災害における被災リスクの最小化に向け、東京圏等に集中するデータセンターや生産拠点などの国内分散化を促進するための支援制度を拡充するとともに、首都行政機能の継続を図るための代替拠点を全国に複数設けるなど、バックアップ体制の整備を加速すること。

(19) 大規模・広域・複合災害（原子力複合災害等を含む）を想定した国と地方の役割の在り方、緊急時対応から復旧・復興に至る事務や権限及び財政負担等の役割分担を含めた災害対策法制等の見直しを行うこと。

(20) 緊急時対応における役割分担の在り方として、広域自治体と基礎自治体の役割を踏まえた制度を維持し、発災時における一元化対応を損なうことのないようにすること。

また、地方や民間の主体的な活動を原則としつつ、それに対応できない部分は国の責任で対応すべきことを明確化すること。

(21) 国土強靱化に資する防災・減災対策を着実に推進するため、当初予算において十分な予算を安定的・継続的に確保するとともに、補正予算においても積極的に措置すること。

また、地方においても計画的に対策に取り組めるよう新たな財政支援制度の創設並びに緊急防災・減災事業債の恒久化、対象事業の更なる拡大及び要件緩和など起債制度の拡充を含めた確実な財源措置等を行うとともに、地域の実情に応じた柔軟な対応を図ること。

加えて、消防の体制強化など地域の防災力を高めるための体制整備に対する財政支援の拡充並びに重要インフラ対策に係る国庫補助採択基準の緩和等を図ること。

(22) 広域応援・受援体制については、DMAT（災害派遣医療チーム）、DPAT（災害派遣精神医療チーム）、TEC-FORCE（緊急災害対策派遣隊）、行政版 DMAT（被災経験自治体による支援チーム）など各種分野における支援組織の法制化等も含めて体制を構築すること。

(23) 災害医療人材の育成については、大規模災害時の被災地において、DMAT から中長期的な支援活動を引き継ぐ医療チームや公衆衛生チームなどによる全国規模での救護・支援活動の展開が想定されるこ

とから、これらの活動を担う幅広い職種を対象とした全国レベルの災害医療人材育成研修を実施すること。

- (24) 原子力災害を含む複合災害対策については、東日本大震災の教訓を踏まえ、従来の省庁縦割りから脱し、統一的・効果的な複合災害対応を可能とする体制を整備すること。

(25) 原子力防災対策の推進

- ① 原子力災害に備えた防災対策については、地域の実情を考慮した上で、原子力災害対策指針、防災基本計画等について不断の見直しを行い、最新の知見を反映させるとともに、地域防災計画の見直しや避難計画の策定に向けた支援を行うこと。

また、緊急時の放射線モニタリング結果については、国が責任を持って住民に速やかに分かりやすくかつ丁寧に公表すること。

さらに、災害の特殊性に鑑み、原子力災害対策重点区域外も含め、放射性物質への防護機能を有する一時避難所や病院等への防護設備の整備、避難手段の確保、安定ヨウ素剤の適時適切な配布、拡散計算を含めた情報提供など、地域の実情に応じた実効性のある原子力防災対策が実施できるよう、全面的な支援と財政措置を講ずること。

- ② 福島第一原子力発電所事故から得られた知見はもとより、国内外における最新の知見を収集し、規制基準を絶えず見直していくこと。

また、原子力発電所内の緊急作業時における被ばくに関する規制の改正がなされたが、原子力発電所外においても更に迅速な対応が図られるよう法制度を見直すとともに、自衛隊の通常任務に原子力災害対応を追加するなど、国の責任において緊急時に原子炉の冷却や住民避難の支援等が可能な装備を持ち、現場対応ができる部隊を設置すること。

- ③ 原子力規制委員会は、「国内外の多様な意見に耳を傾け、孤立と独善を戒める」という組織理念を達成するため、新たに設置した「監査・業務改善推進室」を有効に活用するにとどまらず、組織全体の健全性や信頼性を評価する外部機関を新たに設置し、地方公共団体の幅広い意見に真摯に耳を傾け、真に国民の理解と信頼が得られる組織とすること。

また、規制基準適合性審査など原子力安全規制の取組状況や安全性については、地方公共団体の要望を踏まえ、原子力規制委員会が責任を持って、国民及び地方公共団体に対し、明確かつ丁寧な説明を行うこと。

8. 広域的にバランスの取れた高速交通ネットワークの形成と公共インフラの整備

東日本大震災では、北海道各港や青森港及び日本海側の道路・空港・港湾等の公共インフラが、甚大な被害を受けた太平洋側の代替機能を担い、復旧・復興支援や東北地方の生活・経済活動維持のために重要な役割を果たしました。

しかしながら、北海道・東北地方においては、太平洋側や日本海側を縦貫する「縦軸」と、太平洋と日本海を結ぶ「横軸」のネットワークが脆弱であるため、その役割を十分に発揮できていない状況にあります。

また、地球規模での経済活動・社会交流が進展する中で、特にアジアの力強い経済成長を我が国経済に取り込むためにも、日本海側と太平洋側を格子状に結ぶ災害に強い高速交通ネットワークの構築や空港・港湾施設等の機能強化が求められています。

北海道・東北地方の持続的な発展、さらには、大規模災害時などに多重性（リダンダンシー）を確保する観点から、国の責任において、人・物の交流を活性化させ、各地域が相互に補完し合う広域的にバランスの取れた高速交通ネットワークの形成と公共インフラの整備を早急に推進することを提言します。

- (1) 必要な予算額を確保し、地方負担の軽減を図りつつ、北海道・東北地方の「縦軸」と「横軸」となる高規格幹線道路等のミッシングリンクを解消するなど、格子状骨格道路ネットワークの整備を加速すること。

併せて、大規模災害時に救急救命や物資の輸送で大きな役割を果たす高規格幹線道路については、最低でも4車線化すること。

- (2) 道路法等の一部を改正する法律（平成30年法律第6号）により創設された「重要物流道路」については、その代替・補完路も含め、地方の声を十分に反映して指定すること。

また、該当道路の機能強化及び整備促進のため、補助事業による重点支援を行うこと。

- (3) 国内外を結ぶ旅客・物資輸送ネットワークと大規模災害時における相互補完性を確保する観点から、地方航空路線及びフェリー定期航路の維持・拡充並びに災害時の拠点となる空港・港湾施設等の一層の機

能強化を図ること。

- (4) 地域内外を結ぶ鉄道ネットワークの強化と災害時における旅客・物資輸送ルートを確保する観点から、新幹線の整備促進や山形・秋田新幹線の県境部におけるトンネル整備の早期事業化、地域鉄道を含む在来線の高速化の促進や老朽化施設の更新など、安全・安定輸送の確保を図ること。

9. 世界に開かれた復興プロジェクトの実現

東日本大震災からの復興に、今後、長きにわたって取り組んでいくためには、住む者が希望と誇りを持ちながら前に進んでいくことができるよう、国内外から人や企業等を引き付け、雇用を生み、地域を活性化していくことが必要不可欠であり、北海道・東北地方においては、東北復興だけでなく、日本再興の象徴となりうるプロジェクトを提案し、あるいは構想しているところです。

については、これらプロジェクトを国家プロジェクトとして位置付けるとともに、強力に推進していくため、次の事項について強く要望します。

(1) 国際リニアコライダー（ILC）の実現

東北の北上山地が国内の建設候補地になっている「国際リニアコライダー（ILC）」は、世界最先端の素粒子研究施設であり、これを核として、世界最先端の研究を行う多くの人材が集まる国際学術研究都市が形成され、精密実験を支える先端技術も集積するものであり、震災からの復興や地方創生、さらには日本再興に大きく寄与するものであることから、本年中に ILC 日本誘致に向けた前向きな方向性を打ち出し、海外パートナー国との投資と人材の国際分担に対する基本的考え方を早期に明示するとともに、学術のみならず国内の様々な地方をつなぐ産業・情報・技術の新たなネットワークや世界の知の集積の場「国際科学技術イノベーション拠点」の形成、民間の活力を伸ばす成長戦略や地方創生等の観点からの可能性の検討や、ILC を始めとする基礎科学・医療・エネルギー・安全保障など幅広い利用が進む先端分野である「超伝導加速器技術」の高度化に向け、文部科学省が進める日米共同による枠組みに加え、政策横断・省庁横断で取り組むこと。

(2) 沿岸被災地における地震・津波、防災研究の促進

震災からの復興、さらには、世界で二度と同じ悲しみを繰り返すことなく、人類が自然との共生を図っていくため、沿岸被災地をフィールドとした地震・津波発生メカニズム、防災に関する研究や人材育成、災害の記録や研究成果等の情報発信等に対する財政的支援を行うこと。

(3) 三陸国際海洋研究拠点の構築

地震・津波により海洋生態系は激変しており、これまでの長年にわたる海洋生態系の知見の蓄積を生かした海洋研究や豊富な海洋資源の

活用研究等を通じた海洋生態系の回復、豊かな海洋環境の再生や水産業の復興が重要であることから、長期間にわたる調査研究の実施や研究教育施設の整備などに対する財政的支援を行うこと。

(4) 世界をリードする風力発電関連産業の集積

震災及び原子力災害からの復興に向け、東北地方を再生可能エネルギーの一大拠点とするためのシンボルとして、浮体式洋上風力発電実証研究を着実に実施し、世界をリードする浮体式洋上風力発電技術の実用化を目指すとともに、研究開発や試験評価を行う拠点を整備するなど、東北地方における風力発電関連産業の集積に取り組むこと。

(5) 海洋再生可能エネルギーの利用促進に向けた研究拠点の整備

北海道・東北地方は、海洋再生可能エネルギーのポテンシャルが高い地域であり、地域のポテンシャルに応じた利用促進を図るため、実証的機能を有する研究拠点を北海道・東北地方に整備すること。

(6) 放射光施設の整備

我が国が東日本大震災からの復興を果たすとともに、今後も科学技術立国として世界を先導していくため、東北大学青葉山新キャンパス内を整備用地とする次世代放射光施設整備に係る確実な予算措置を行うこと。

(7) 東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会等の開催効果の波及

東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会やラグビーワールドカップ 2019TMの開催は、国内におけるスポーツ振興のみならず、全世界に我が国の食や観光などの豊富な資源を発信するまたとない機会であるとともに、事前合宿の実現による各国と地域との交流や食材をはじめとする物資の提供等、被災地の復興を加速する上でも重要な機会である。

については、大会開催による様々な効果を、被災地はもとより、北海道・東北地域全体に波及させ、被災地復興の一層の加速化が図られるよう、事前合宿の誘致やスポーツ・文化の振興、さらには観光振興や国際交流の促進など、当該地域における多様な取組に対し積極的な支援を行うこと。

併せて、競技の開催に当たっては、関係自治体等連絡協議会における合意内容も踏まえながら、開催自治体の負担ができるだけ軽減されるよう十分に配慮すること。

また、聖火リレーの実施についても、自治体の負担軽減を図ること。

10. 再生可能エネルギーの導入促進

再生可能エネルギー電気の固定価格買取制度が平成 24 年 7 月から運用され、再生可能エネルギーの高いポテンシャルを有する北海道・東北地方においても、発電設備の導入に向けた取組が進んでいます。

一方、再生可能エネルギーの電力系統への接続に関する出力制御のルールが導入され、また、系統の空き容量が少なくなっており、複数の県においては特別高圧の空き容量がほぼない状態にあることなどから、投資判断に影響を与えることが懸念されます。

このため、再生可能エネルギーの導入拡大に当たっては、出力抑制を可能な限り避け、系統設備の強化や既存設備の最大限の活用、蓄電池などによる電力安定化対策の促進、地域間連系線の活用などにより、接続可能量を増やしていくことが重要です。

また、環境アセスメントに係る規制等の緩和や、導入と負担のバランスに配慮した固定価格買取制度の見直し、東日本大震災の被災地の復興状況に応じた発電設備の導入支援などにより、民間投資を後押しする必要があります。

加えて、長い海岸線を有し、積雪寒冷地である北海道・東北地方に存在する潮流など海洋エネルギーや、雪氷熱など再生可能エネルギー熱の活用などを促進していく必要があります。

こうした北海道・東北地方の地域特性を十分に配慮しながら、再生可能エネルギーの導入拡大に向けて、地方の自主的で持続可能な社会づくりを目指す「地方創生」の観点に立った施策が必要です。

以上を踏まえ、次のとおり提言します。

- (1) 「地方創生」の観点に立ち、地域特性を十分に配慮しながら、再生可能エネルギーの導入拡大を最大限加速すること。
- (2) 多くの再生可能エネルギー電気を受け入れられるよう、北海道・東北地方における送電線の脆弱な地域の設備強化や蓄電池など系統の安定化対策に対する支援とともに、地域間の効率的な需給調整を可能にする地域間連系線の整備など電力系統の広域的運用の確実な推進に加え、強化策を国が主導して講ずること。

また、災害時の安定供給の確保及びリスク分散の観点から、太平洋側に加え日本海側にも基幹となる送電設備を設置するなど、電力供給

を複線化する措置を講ずること。

- (3) 系統増強が措置されるまでの間においても、既存系統を最大限活用できるよう、日本版コネクト&マネージの仕組みの具体化が必要であり、既に一部実施されているものもあるが、現在検討中の「ノンファーム型接続」も含めた早期の運用を図ること。

また、長期間進展しない事業が系統空き容量を圧迫することがないように、事業認定時や接続契約時の地元自治体の意見の反映や系統接続契約の解除等の仕組みへ見直すこと。

加えて、系統の空き容量増加のため、設備認定が失効又は取り消された事業者に対し、系統連系接続枠の速やかな放棄を義務付ける等の仕組みを構築するとともに、当面の対応として、対象事業者に対して系統連系申込みの取下げを要請するよう、一般送配電事業者へ働きかけること。

- (4) 系統の空き容量が少なくなっていることや、系統接続の出力制御ルールが導入されたことに関し、発電事業者や融資を行う金融機関等に対して、系統増強費用算定や電源制御につながる系統事故の実績、出力制御の見込みなど当面の事業実現可能性を判断するために必要となる十分な情報を早急に開示するよう、一般送配電事業者へ義務付ける仕組みを構築すること。

- (5) 電力各社が算定した再生可能エネルギーの接続可能量が、「受入枠」として固定化されることのないよう、算定の前提条件及びその方法について政府による検証を行うとともに、接続可能量について拡大の方向で不断の見直しを行うこと。

- (6) 現在、北海道・東北地方において国の補助事業として SPC（特別目的会社）が行っている「風力発電のための送電網整備実証事業」が円滑に進められるよう、広域送電網の増強、実証事業者への公益特権の付与などの環境整備を図ること。

- (7) 再生可能エネルギー発電設備の導入促進のため、法規制等を更に緩和すること。

- (8) 発電設備設置者の負担となっている系統までの連系費用を軽減できる措置を講ずること。

- (9) 太陽光発電設備の設置には地域偏在が見られることから、国全体における導入と負担のバランスの是正に配慮し、最大限の導入拡大が可能となるよう制度の見直しを進めること。
- (10) 風力発電や地熱発電等のようにリードタイムの長い発電事業の普及を進めるため、太陽光以外の電源で導入される「供給量勘案上乘せ措置」について、エネルギー種別ごとに、運用開始までに要する期間に応じて延長すること。
また、延長に当たっては、震災の被害が大きい地域においては、復興の進捗状況に配慮すること。
さらに、新たに導入された複数年度の買取価格設定に当たっては、地域の事業者の参入意欲を減退させるような価格設定を行わないよう配慮すること。
- (11) 洋上風力発電について、海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律（案）の施行に当たっては、促進区域の指定等において、地方自治体の意向を十分に踏まえた制度の運用を図ること。
- (12) 地域の資本や企業の参入促進につながるよう、公的債務保証制度の創設等、金融面での支援策を講ずること。
- (13) 潮流・海流・波力発電など、固定価格買取制度における海洋エネルギーの対象範囲の拡大を図るとともに、国が選定した実証フィールド等を活用する研究機関及び企業が行う海洋エネルギーの技術開発や、関連設備の整備に対して支援を行うこと。
また、海洋エネルギーの実証や事業化に当たって必要となる海域利用調整のルールなど、沿岸域の総合的管理の仕組みを構築すること。
- (14) 復興需要に対応した木材供給に伴い発生する端材や樹皮などを積極的に利用することは、被災地の復興推進にもつながるものであり、また、木質をはじめとする未利用バイオマス資源は、再生可能エネルギーとして、天候に左右されず安定的に発電できる特徴を持つものであることから、その利用を促進するため、資源の収集から活用まで、総合的な支援を引き続き講ずること。
- (15) 地中熱や雪氷熱等の再生可能エネルギー熱についても、導入拡大に向けた支援措置を拡充すること。

- (16) 基幹産業である農林水産業の再生・発展と太陽光、小水力、地熱、バイオマス等の再生可能エネルギーの導入による災害に強いまちづくりを同時に進めるため、農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律(平成 25 年法律第 81 号)に基づく取組を積極的に支援するなど、農山漁村における再生可能エネルギーの活用促進を積極的に進めること。

